

国立市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

子育て・子育てに責任を持つ



平成27年3月
国立市

はじめに

昨今の子ども・子育てを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しています。その中で、子育てに様々な問題を抱える家庭が多くなるにつれ、保育ニーズも多様化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みを構築することが求められています。



こうした中、本市では、平成15年に策定した「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成22年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、社会全体で子育てを支援する環境づくりとともに、次世代を担う子ども・若者への支援にも取り組んでまいりました。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められたことを受け、本市においては、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画であるのと同時に、「次世代育成支援対策行動計画（後期）」に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画として、また、「第二次国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成27年度から5年を1期とする「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

また、「第二次国立市子ども総合計画」については、来年度（平成27年度）で計画年度を終えることから、平成28年度からの「第三次国立市子ども総合計画」を策定していく中で、国立市としての総合的な子ども・子育て支援のあり方について検討していく予定となっておりますので、子ども・子育て関連施策をより一層推進してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「国立市子ども総合計画審議会」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」、「パブリックコメント」、「市民の意見を聴く会」などに御協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

国立市長 佐藤 一夫

はじめに

都内北部に位置するわたしがかつて生まれ育ったまちに身をおいても、子ども時代に友だちと過ごした遊び場や虫取りに興じた原っぱや雑木林を、今では記憶の中にしか思い起こすことができません。それほどまでに開発が加えられ、街並みが変わってしまったからです。まちの豊かさは、そこで暮らし、遊び、学び、はたらく人びとの生活の質を大きく左右します。洗練された街並みと美しい自然をあわせ持つ国立市を訪れるなかで、人びとがまちの豊かさを再発見し、人びとの共有財産として、何世代にもわたって大切にしてほしいと思いました。

国立市子ども・子育て支援事業計画の目的は、現在必要とされる子ども・子育て支援を着実に実行することですが、それにより国立市で生活する子どもや若者、子育て中の家族の皆さんが「とても楽しい子ども時代を送ることができた」「いろんな出会いと経験を通して、自分らしく過ごすことができた」「このまちで子育てできてよかった」と心の底から思えるようになってほしい。ぜひ、子どもたちや子育て中の家族がこのまちの豊かさを実感できる、子どもにやさしいまちづくりをとともに創り出しましょう。

さて、国立市子ども・子育て支援事業計画の上位計画に位置する国立市子ども総合計画は、その理念・方針として子どもの権利を具体化していくことを重視しており、当然この計画はその考えを受け継いでいます。それでは子どもの権利とは何でしょうか。それは1994（平成6）年に日本が批准した「子どもの権利に関する条約」に基づくものであり、子ども全員が一人の例外もなく、人間らしく・子どもらしく・自分らしく生きていけることであり、おとなと子どもが一緒になってその条件をつくり出すことを約束しました。

具体的には、子どもの生存・発達が確保される権利（第6条）、自分の意見を表明する権利（第12条）、双方の親が子どもの最善の利益を考えて子どもを養育する責任と働く親を持つなどの事情をもつ子どもが保育を受ける権利（第18条）、障がいのある子どもが地域社会の中で人間らしく生きていく権利（第23条）、身体的・社会的発達に十分な生活水準が確保される権利（第27条）、休息と遊び、文化的生活に参加する権利（第31条）などが挙げられます。しかし実際には、子どもの貧困問題、ネグレクトや虐待、いじめや暴力、過干渉や管理、孤独や差別など、生きづらさを抱えた子どもは増大しており、私たちは子どもとの約束を果たせずにいます。

国立市子ども総合計画審議会では、ニーズ調査・ヒアリング調査結果の分析や子ども支援現場の視察などを踏まえ、今まさに子どもや子育て家庭にどんな支援が望まれるのか、国立市のよさも生かしてそれを具体化するにはどうしたらよいか議論してきました。

その結果、主な内容として、質の高い教育・保育を維持・発展させ、さらに必要に応じて量的にも拡充すること、わかりやすく丁寧な相談支援の実施など地域子ども・子育て支援を充実させること、子ども支援や養育に際して常に子どもの気持ちに寄り添い、子どもの最善の利益を確保すること、当事者を含む地域住民・関係者みんなで子どもの育ちを支えることなどを計画に盛り込みました。国立市の皆さん一人ひとりの行動が子どもの幸福を具体化していきます。子どもたちが伸び伸びと育つことのできる国立市をとともに創り出しましょう。

平成27年3月

国立市子ども総合計画審議会会長 加藤悦雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	9
1 人口動態と子ども世帯	9
2 少子化の動向	12
3 保育環境・教育環境の状況	20
4 子育て支援事業の提供体制	22
5 ニーズ調査からの課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本方針	31
2 計画の内容	34
3 新制度の全体像	36
4 新制度の事業体系	37
5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	40
6 教育・保育の提供区域	41
第4章 乳幼児期の教育・保育の整備	45
1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	45
2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	47
3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上	47
4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	47
5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携	48
6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携	49
第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備	53
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	53

第6章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策	65
1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策	65
2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充	65
3 児童虐待防止の充実	67
4 ひとり親家庭の自立支援の推進	69
5 特別な支援が必要な子どもの施策の充実	71
6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備	74
第7章 計画の推進体制	79
1 計画の推進	79
2 計画の進行管理	79
3 計画の進行状況の公表	80
4 国・都への要望	80
資料編	83
1 子ども・子育て支援法の抜粋	83
2 国立市子ども総合計画審議会条例	87
3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿	89
4 計画策定経過	90
5 用語解説	91

用語説明

重点 : 今後国立市が重点的に取り組んでいく予定の子ども・子育て関連事業

拡充 : 国立市子ども・子育て支援事業計画開始後（平成27年度以降）に拡充が見込まれる事業（新規事業を除く）

新規 : 国立市子ども・子育て支援事業計画開始後（平成27年度以降）に実施が見込まれる事業（重点事業を除く）



第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

そのため国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

このような状況の中、国立市では平成15年に策定した「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成22年には「次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定しました。さらに平成23年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定し、時代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

一方、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

本市においては、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画であるのと同時に、「次世代育成支援対策行動計画（後期）」に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画として、また、「第二次国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成27年度から5年を1期とする「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

また、「第二次国立市子ども総合計画」については、来年度（平成27年度）で計画年度を終えることから、平成28年度からの「第三次国立市子ども総合計画」を策定していく中で、国立市としての総合的な子ども・子育て支援のあり方について検討していく予定です。

2 計画の背景

国においては人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」以降、「子ども・子育て支援法」が必要となったその背景について、国では以下の諸点をまとめています。

- 急速な少子化の進行（平成24年合計特殊出生率1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・ 独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・ 家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・ 家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・ 待機児童の解消
- ・ 地域の保育を支援
- ・ 教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

これを受けて、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、国では同法に基づき平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度へ移行することになりました。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

3 計画の位置づけ

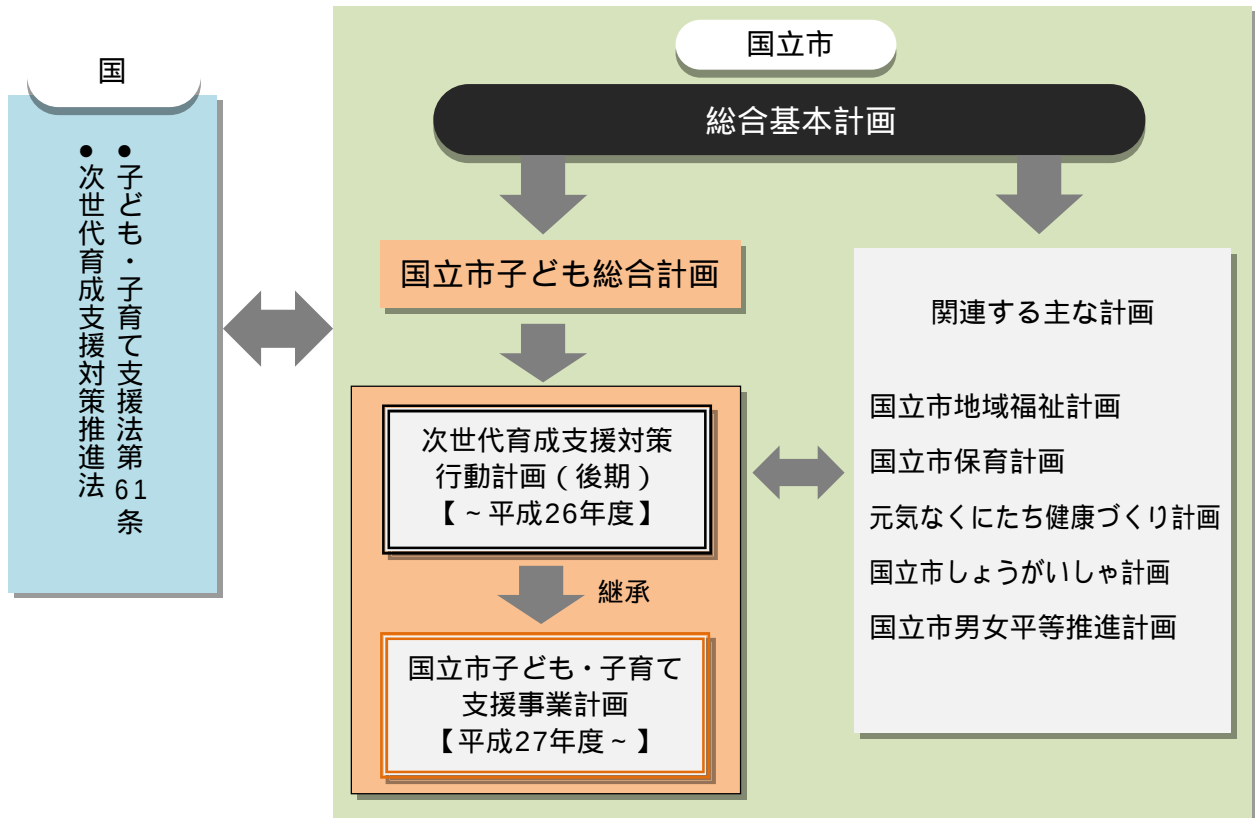
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

また、国立市「総合基本計画」の下、「国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、関連する他の計画と連携をとりながら策定します。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

図表1-1 上位計画、関連法等との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童を持つ保護者や小学生・中学生本人に対しニーズを把握するために、平成25年10月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

また、平成26年2月には子育て支援に関わる施設・機関の職員等にヒアリングを実施し、子ども・子育て家庭とその支援の現状及び課題を把握しました。

(2) 国立市子ども総合計画審議会の設置

本市では、本計画の内容を審議するため、国立市子ども総合計画審議会を新たに国立市子ども・子育て会議と位置づけ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

受付期間：平成26年11月26日(水)から平成26年12月25日(木)まで

意見総数：メール2件

(4) 市民の意見を聴く会の実施

計画策定にあたって意見や質問を広く市民から募りました。

平成26年12月13日(土)午前10時から 市役所3階第1・2会議室 参加者10名

平成26年12月19日(金)午後6時30分から 市役所3階第3・4会議室 参加者11名



第2章



子ども・子育てを取り巻く環境



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

国立市の人口は、平成26年1月1日現在74,385人で、平成20年からゆるやかな増加傾向で推移していましたが、平成26年には減少に転じています。

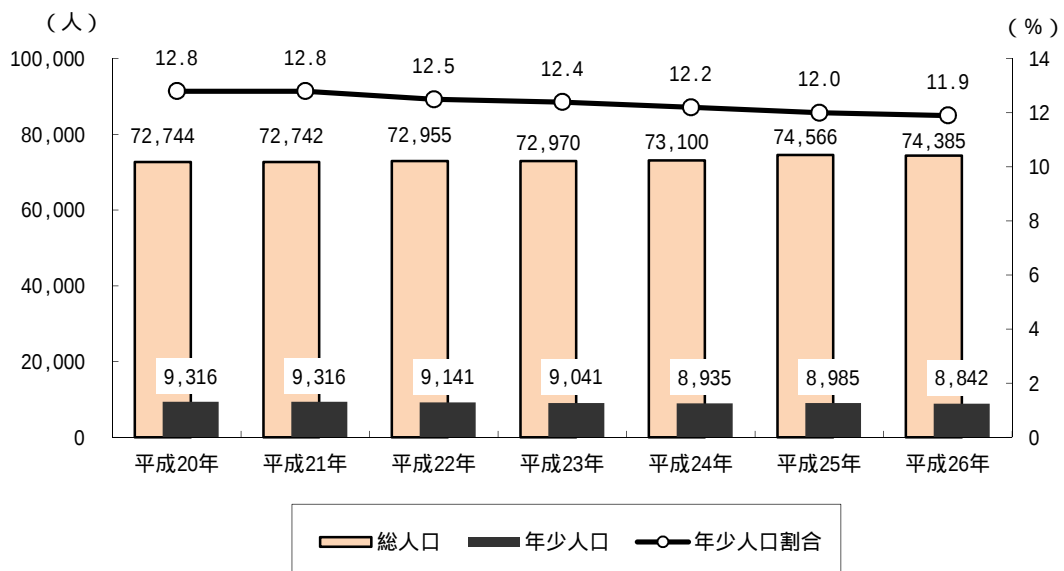
年少人口（15歳未満）は、平成26年1月1日現在8,842人で、平成20年から474人の減少となっています。それに伴い年少人口割合も低下傾向で推移し、11.9%となっています。

図表2-1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	72,744	72,742	72,955	72,970	73,100	74,566	74,385
年少人口 (15歳未満)	9,316	9,316	9,141	9,041	8,935	8,985	8,842
年少人口割合	12.8	12.8	12.5	12.4	12.2	12.0	11.9

資料：国立市年齢別統計表 各年1月1日現在



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

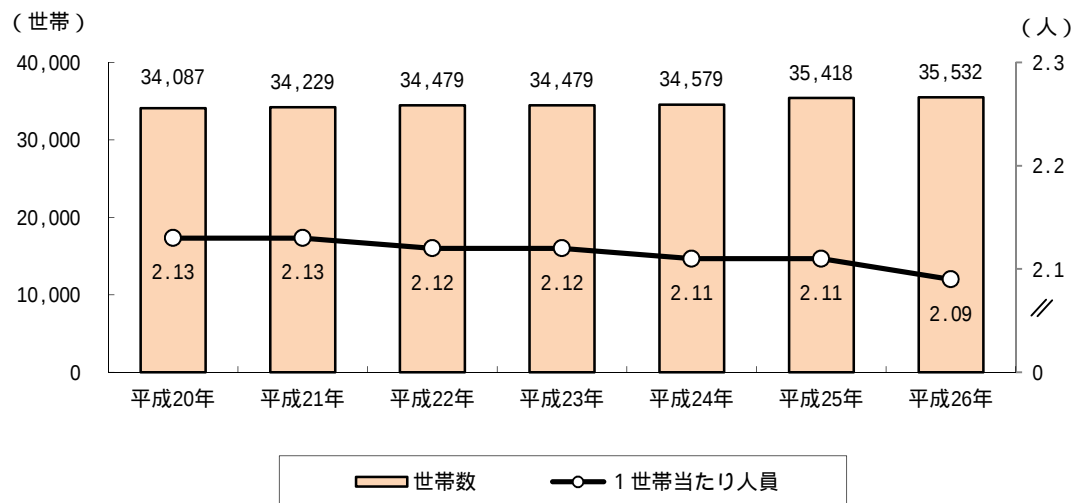
世帯数は、平成20年から増加傾向で推移し、平成26年1月1日現在、35,532世帯で平成20年から1,445世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年1月1日現在の1世帯あたりの人員は2.09人で核家族化の進行はもとより単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していることがうかがえます。

図表2-2 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

単位：人、世帯

	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	72,744	72,742	72,955	72,970	73,100	74,566	74,385
世帯数	34,087	34,229	34,431	34,479	34,579	35,418	35,532
1世帯あたり人員	2.13	2.13	2.12	2.12	2.11	2.11	2.09

資料：東京都市区町村別町（丁）字別世帯数 各年1月1日現在



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成22年時点の核家族世帯(18,425世帯)は、総世帯数(35,718世帯)の51.6%を占めています。「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し、核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」世帯が51.6%、「男親と子ども」「女親と子ども」世帯が合わせて14.7%となっています。

図表2-3 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

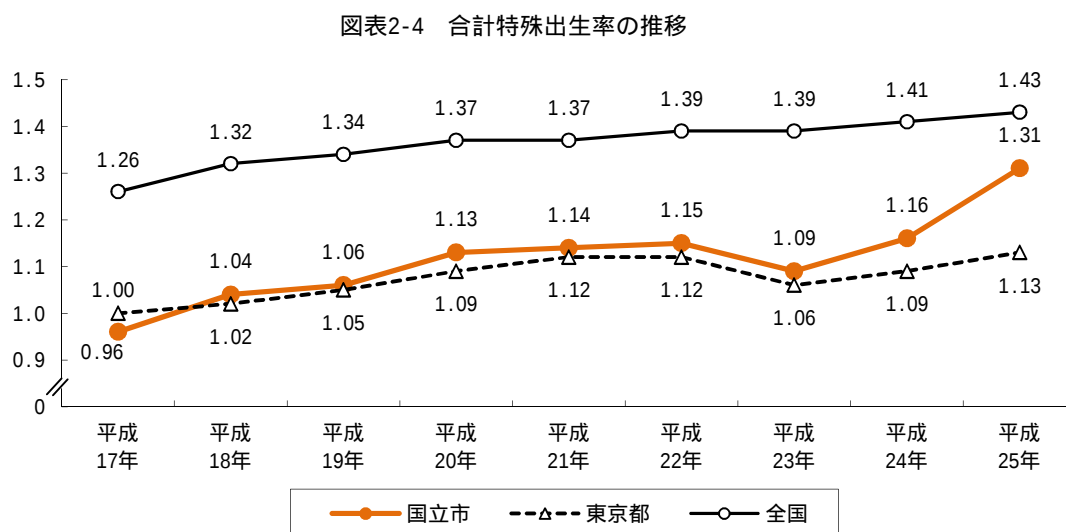
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満 親族のいる 世帯(再掲)	18歳未満 親族のいる 世帯(再掲)
総数	28,191	32,026	33,195	35,718	2,636	7,060
A 親族世帯	17,256	19,035	19,066	19,749	2,634	6,981
核家族世帯	15,467	17,472	17,570	18,425	2,496	6,546
(1)夫婦のみ	4,452	5,477	5,815	6,194		
(2)夫婦と子ども	9,130	9,739	9,346	9,514	2,378	5,815
(3)男親と子ども	308	340	362	409	9	79
(4)女親と子ども	1,577	1,916	2,047	2,308	109	652
その他の親族世帯	1,789	1,563	1,496	1,324	138	435
(5)夫婦と両親	34	36	32	24		
(6)夫婦とひとり親	184	190	208	169		
(7)夫婦、子どもと両親	212	137	128	91	27	64
(8)夫婦、子どもとひとり親	670	537	464	365	47	184
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	69	49	47	48	2	8
(10)夫婦、子どもと他の 親族(親を含まない)	94	87	90	101	32	73
(11)夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	15	12	11	13	1	1
(12)夫婦、子ども、親と 他の親族	56	42	51	30	10	24
(13)兄弟姉妹のみ	275	276	253	273		2
(14)他に分類されない親 族世帯	180	197	212	210	19	79
B 非親族世帯	107	164	190	237	2	15
C 単独世帯	10,828	12,827	13,939	15,732		64

資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

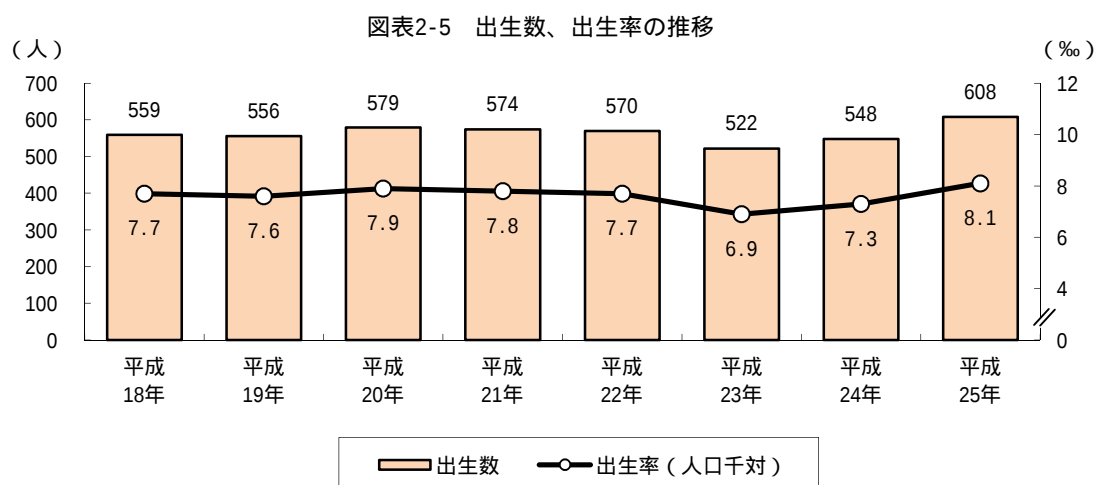
合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成17年には0.96まで低下しましたが、平成25年は1.31まで上昇しています。全国を大きく下回っていましたが、平成18年からは東京都をやや上回り、平成24年から上昇傾向にあります。



資料：東京都人口動態統計

(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は平成18年から増減を繰り返し、平成25年時点では608人、出生率（人口千人あたり）は8.1‰（パーミル）で近年では最も高い数値となっています。

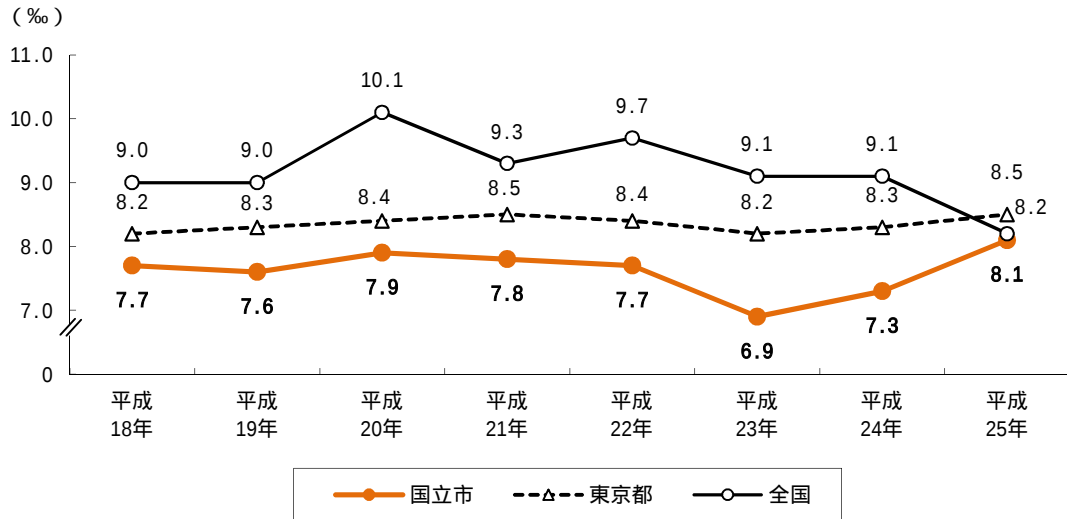


資料：東京都人口動態統計

(3) 出生率の推移の比較

出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成18年以降、全国及び東京都を下回って推移していますが、平成24年から上昇傾向にあります。

図表2-6 出生率の推移の比較



資料：東京都人口動態統計

(4) 未婚率の推移と比較 (男性)

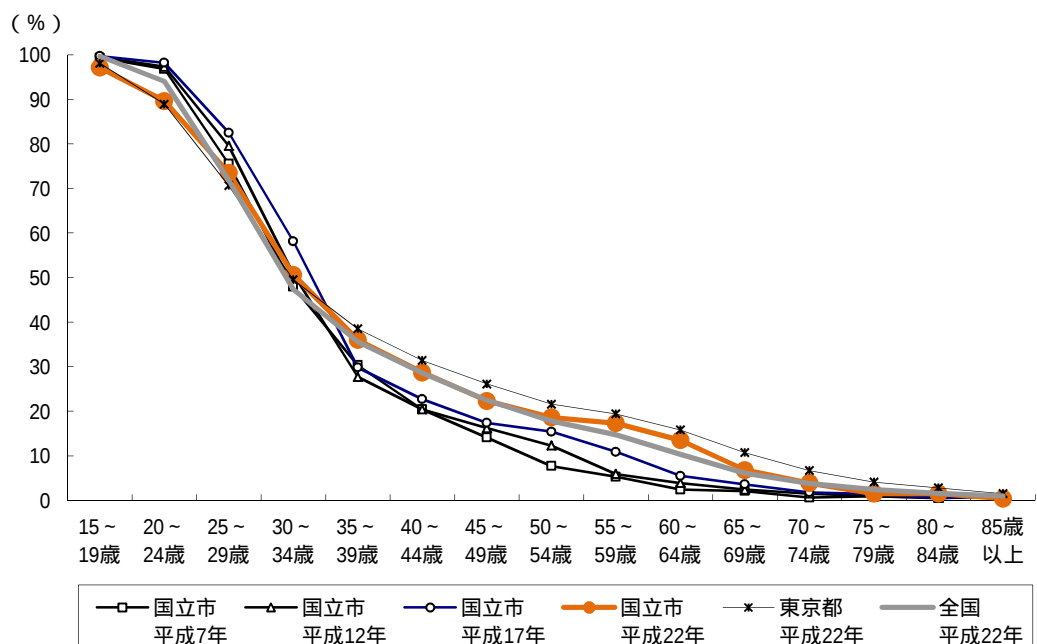
国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が50.6%、35～39歳では36.0%となっており、3人に1人は未婚者となっています。また35歳以上では各年代において東京都に比べると低く推移しています。

図表2-7 未婚率の推移の比較 (男性)

単位：%

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.3	99.5	99.7	97.1	98.1	99.7
20～24歳	96.8	97.3	98.2	89.6	88.9	94.0
25～29歳	75.5	79.5	82.5	73.5	70.6	71.8
30～34歳	47.9	50.8	58.1	50.6	49.5	47.3
35～39歳	30.3	27.7	29.8	36.0	38.5	35.6
40～44歳	20.4	20.4	22.7	28.7	31.4	28.6
45～49歳	14.1	16.2	17.4	22.3	26.1	22.5
50～54歳	7.7	12.3	15.4	18.6	21.6	17.8
55～59歳	5.3	5.9	10.9	17.3	19.4	14.7
60～64歳	2.4	3.9	5.5	13.5	15.8	10.3
65～69歳	2.1	2.4	3.6	6.8	10.7	6.1
70～74歳	0.6	1.5	1.8	3.9	6.7	3.8
75～79歳	0.9	0.9	1.4	1.5	4.1	2.4
80～84歳	0.6	0.5	0.5	1.5	2.8	1.6
85歳以上	0.9	1.0	1.0	0.4	1.5	1.0

資料：国勢調査



(5) 未婚率の推移と比較(女性)

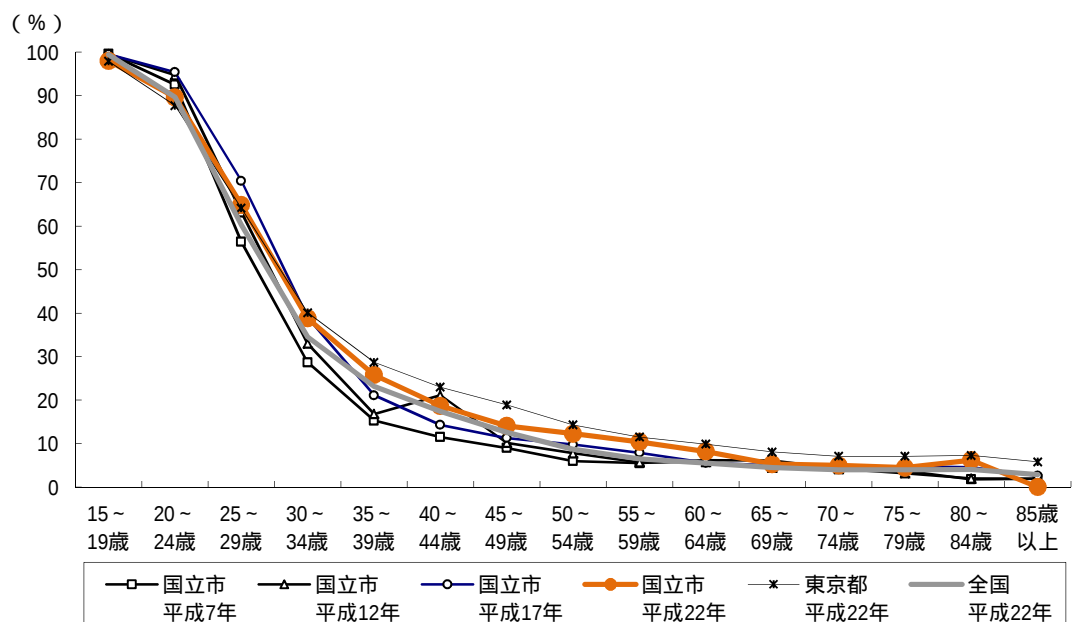
国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、30～34歳で38.8%、35～39歳が25.8%となっており、東京都を下回っているものの全国に比べると高くなっています。推移でみると特に、30～39歳の未婚率の上昇が顕著で、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表2-8 未婚率の推移の比較(女性)

単位：%

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.6	99.5	99.5	98.0	97.9	99.4
20～24歳	92.5	94.7	95.4	89.6	87.7	89.6
25～29歳	56.4	63.2	70.4	64.9	64.1	60.3
30～34歳	28.7	33.0	39.0	38.8	40.1	34.5
35～39歳	15.3	16.8	21.1	25.8	28.7	23.1
40～44歳	11.5	21.1	14.3	18.7	23.0	17.4
45～49歳	9.0	10.2	11.3	14.1	18.9	12.6
50～54歳	6.0	7.8	9.8	12.3	14.3	8.7
55～59歳	5.5	5.7	7.9	10.4	11.5	6.5
60～64歳	6.2	5.8	5.6	8.2	9.9	5.5
65～69歳	6.1	4.5	5.0	5.3	8.1	4.5
70～74歳	4.3	4.2	4.8	5.0	7.1	4.0
75～79歳	3.8	3.2	4.8	4.5	7.1	4.0
80～84歳	1.8	2.0	4.6	6.2	7.3	4.1
85歳以上	1.9	1.9	2.6	4.4%	5.8	2.9

資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移と比較 (男性)

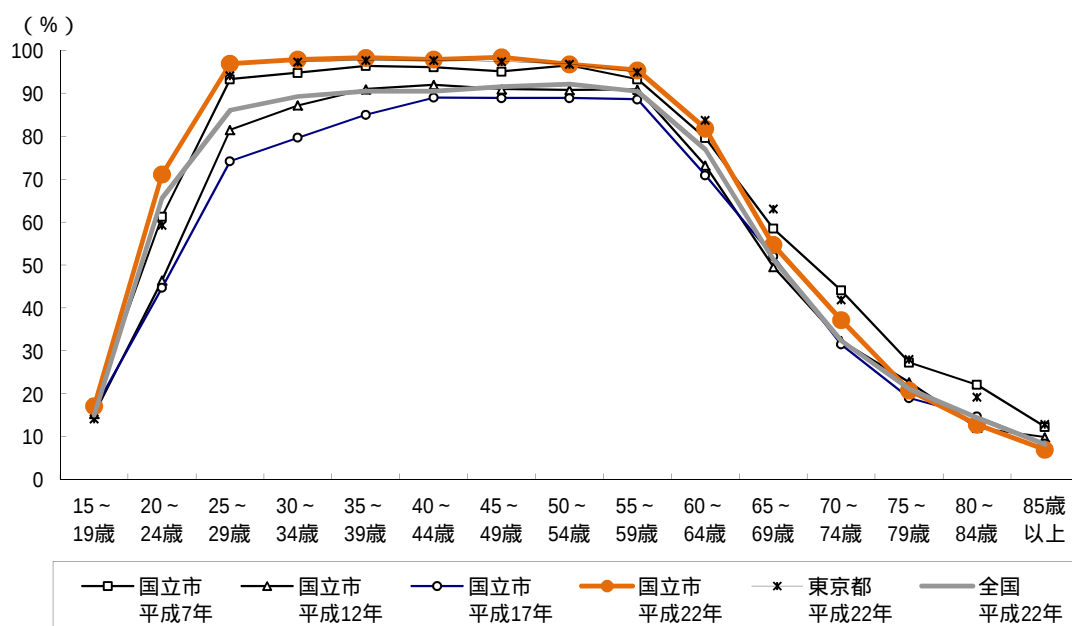
国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、25～59歳では95%以上で、東京都及び全国を上回っています。平成17年時点と比較しても全年齢層で高くなっています。

図表2-9 年齢別労働力率の推移と比較 (男性)

単位：％

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	17.7	15.3	16.3	17.1	14.1	15.0
20～24歳	61.3	46.4	44.7	71.1	59.3	65.6
25～29歳	93.3	81.5	74.2	96.9	94.1	86.1
30～34歳	94.8	87.2	79.7	97.9	97.3	89.3
35～39歳	96.4	91.0	85.0	98.3	97.7	90.5
40～44歳	96.1	92.0	89.0	97.9	97.7	90.5
45～49歳	95.1	91.0	88.9	98.4	97.4	91.5
50～54歳	96.5	90.8	88.9	96.8	96.8	92.1
55～59歳	93.3	90.9	88.6	95.4	94.9	90.5
60～64歳	79.6	73.2	70.9	81.8	83.7	76.9
65～69歳	58.5	49.6	52.0	54.7	63.1	51.3
70～74歳	44.1	32.3	31.5	37.2	41.9	32.4
75～79歳	27.3	22.7	19.0	20.8	28.0	21.1
80～84歳	22.1	12.1	14.7	12.8	19.2	14.4
85歳以上	12.3	9.9	8.4	7.0	12.9	8.2

資料：国勢調査



(7) 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

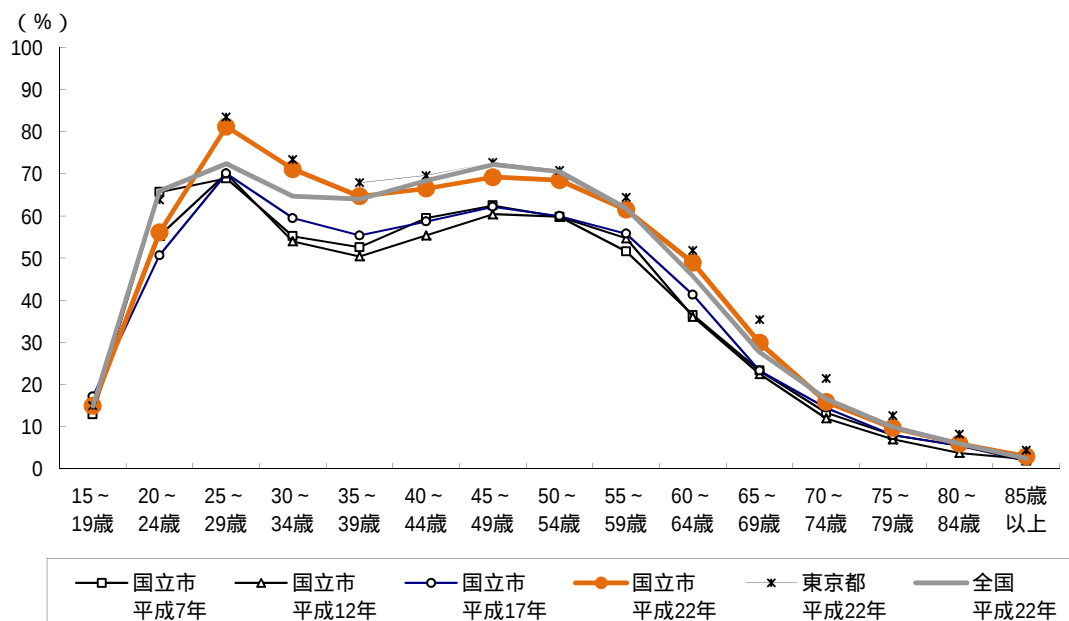
国勢調査によると、平成22年時点の女性の労働力率は、25歳以上では各年齢層で全国よりは上回っているものの、東京都よりは低くなっています。特に30～34歳では約7割となっています。平成17年と比較すると25歳以上は各年齢層で労働力率は高くなっています。

図表2-10 年齢別労働力率の推移と比較(女性)

単位：％

	国立市				東京都	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	12.9	14.7	17.2	15.0	15.0	14.9
20～24歳	65.7	55.3	50.7	56.1	63.8	66.0
25～29歳	68.9	70.1	70.1	81.2	83.5	72.4
30～34歳	55.2	54.0	59.5	71.1	73.4	64.7
35～39歳	52.6	50.4	55.4	64.7	67.9	64.0
40～44歳	59.5	55.4	58.7	66.5	69.6	68.4
45～49歳	62.5	60.4	62.2	69.2	72.7	72.2
50～54歳	59.8	59.8	60.0	68.5	70.8	70.5
55～59歳	51.6	54.7	55.8	61.5	64.4	61.8
60～64歳	36.5	36.1	41.3	48.9	51.8	45.7
65～69歳	23.3	22.5	23.3	29.9	35.4	27.7
70～74歳	13.3	12.0	14.5	15.9	21.4	16.6
75～79歳	8.0	7.0	8.0	9.7	12.6	9.9
80～84歳	5.5	3.8	5.5	6.0	8.2	6.0
85歳以上	1.9	2.3	2.1	3.0	4.4	2.5

資料：国勢調査



(8) 母の年齢別出生数の推移

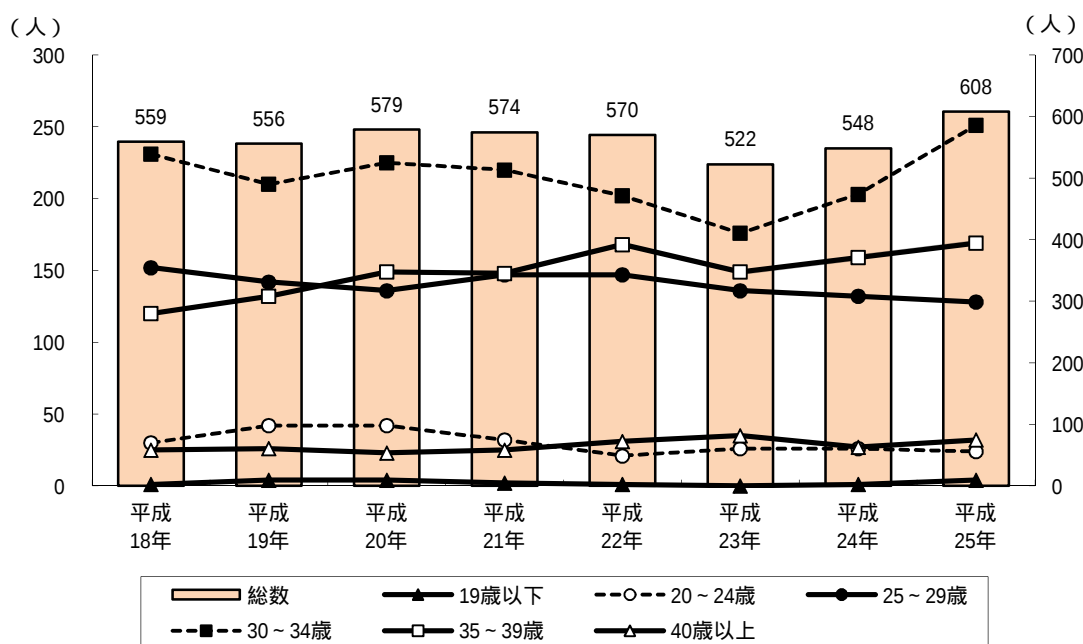
母の年齢別出生数の推移をみると、平成19年までは、25～29歳での出生数が35～39歳での出生数を上回っていましたが、平成20年以降は35～39歳の出生数が30～34歳に次いで多い年齢層となっています。また、平成25年時点の35～39歳の出生数が、平成18年と比べて1.4倍となっており、晩産化の進行がうかがえます。

図表2-11 母の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
総数	559	556	579	574	570	522	548	608
19歳以下	1	4	4	2	1	0	1	4
20～24歳	30	42	42	32	21	26	26	24
25～29歳	152	142	136	147	147	136	132	128
30～34歳	231	210	225	220	202	176	203	251
35～39歳	120	132	149	148	168	149	159	169
40歳以上	25	26	23	25	31	35	27	32

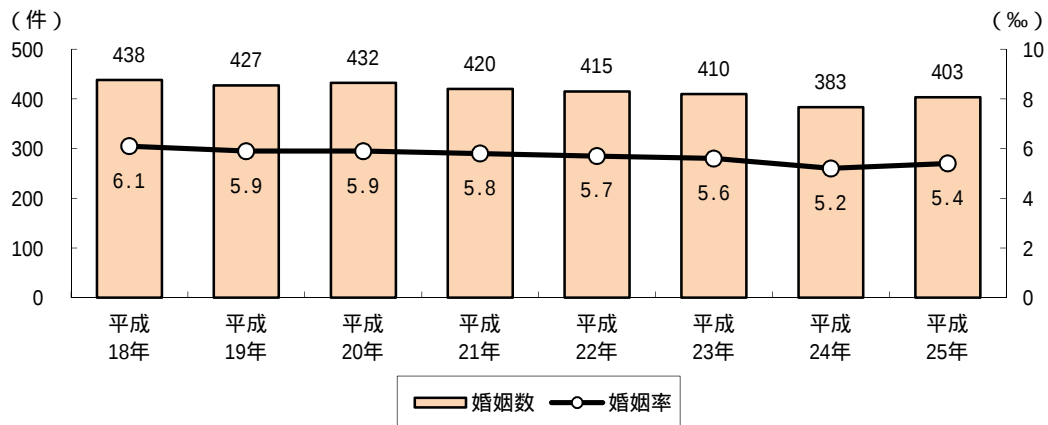
資料：東京都人口動態統計



(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成18年から平成24年まで減少傾向で推移していましたが、平成25年時点で403件と増加に転じています。平成25年時点の婚姻率（人口千人あたり）は5.4‰となっています。

図表2-12 婚姻数、婚姻率の推移

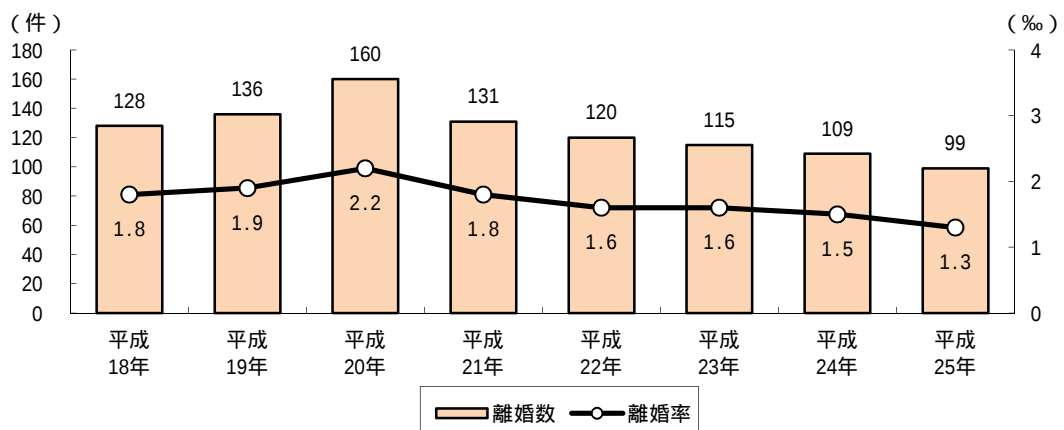


資料：東京都人口動態統計

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成20年の160件をピークに減少し、平成25年時点で99件となっています。離婚率（人口千人あたり）は1.3‰で、近年では最も低い数値となっています。

図表2-13 離婚数、離婚率の推移



資料：東京都人口動態統計

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数

認可保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	85	143	191	229	214	241	1,103
平成22年度	88	147	204	231	234	219	1,123
平成23年度	85	155	194	246	230	232	1,142
平成24年度	84	154	204	226	247	235	1,150
平成25年度	88	173	222	241	226	250	1,200
平成26年度	88	181	216	232	248	224	1,189

各年度4月1日現在

認証保育所

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成21年度	10	41	33	84
平成22年度	17	27	30	74
平成23年度	10	36	30	76
平成24年度	16	35	33	84
平成25年度	18	31	31	80
平成26年度	20	34	28	82

各年度4月1日現在

家庭福祉員

単位：人

	0歳	1歳	2歳	計
平成21年度	0	2	0	2
平成22年度	1	1	2	4
平成23年度	0	6	3	9
平成24年度	2	4	3	9
平成25年度	2	7	0	9
平成26年度	2	7	0	9

各年度4月1日現在

(2) 保育所待機児童数

単位：人

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	旧定義	9	75	7	4	0	0	95
	新定義	1	32	1	3	0	0	37
平成22年度	旧定義	40	32	31	2	3	0	108
	新定義	16	11	4	2	2	0	35
平成23年度	旧定義	21	68	3	15	2	2	111
	新定義	8	23	1	5	0	0	37
平成24年度	旧定義	46	33	31	3	6	0	119
	新定義	22	11	8	1	2	0	44
平成25年度	旧定義	28	44	16	8	1	0	97
	新定義	12	17	0	3	0	0	32
平成26年度	旧定義	34	37	12	2	2	1	88
	新定義	17	11	5	0	1	0	34

各年度4月1日現在

「旧定義」：入所要件に該当しているが、保育所に入所できていない待機児童数

「新定義」：入所要件に該当しているが、保育所に入所できていない待機児童数のうち、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合、認証保育所や家庭福祉員などほかの保育施設を利用している等によって対応している場合、求職を要件としている場合を除いた待機児童数

(3) 私立幼稚園の入園児童数

単位：人

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成21年度	364	440	451	1,255
平成22年度	388	385	438	1,211
平成23年度	366	401	398	1,165
平成24年度	326	386	411	1,123
平成25年度	288	341	380	1,009
平成26年度	317	304	347	968

各年度4月1日現在

(4) 学童保育所入所児童数

単位：人

	小学校 1 ・ 2 ・ 3 年生
平成 21 年度	577
平成 22 年度	540
平成 23 年度	529
平成 24 年度	512
平成 25 年度	502
平成 26 年度	546

各年度 4 月 1 日現在

4 子育て支援事業の提供体制

図表2-14 子育て支援事業の提供体制（平成26年度）

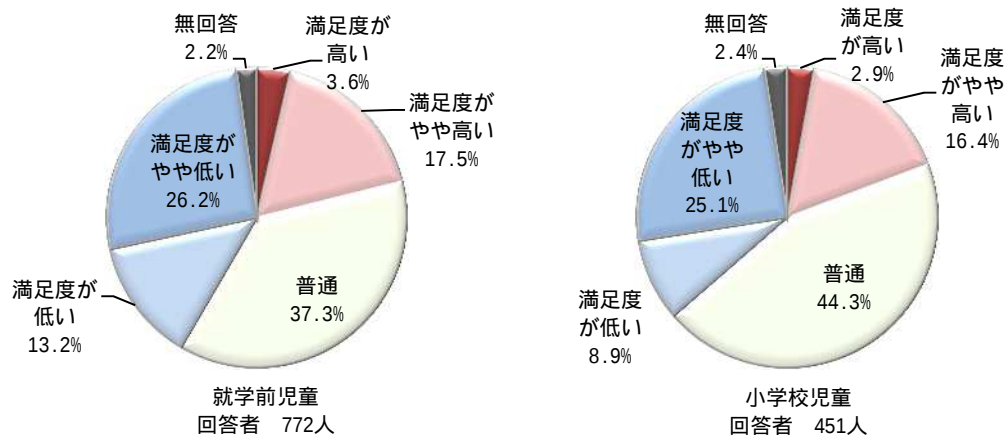
子育て支援サービス事業名		施設数等（か所）	定員数（人）
1 幼児期の学校教育事業			
幼稚園		9	1,907
認定こども園		0	0
2 幼児期の保育事業			
認可保育所		12	1,180
家庭的保育		3	9
居宅訪問型保育		0	0
事業所内保育所		0	0
本市認証・認定の保育所		3	84
認可外保育施設		0	0
3 地域の子育て支援事業			
子育て短期支援事業		1	2
地域子育て支援拠点事業		8	-（定員なし）
一時預かり事業		2	17
病児・病後児保育事業		1	6
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）		1	165
放課後児童クラブ（学童保育）		7	485

5 ニーズ調査からの課題

●子育て中の保護者からの視点に立った施策展開のあり方

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童の保護者では「満足度が高い(3.6%) + 満足度がやや高い(17.5%)」= 21.1%に対し、「満足度が低い(13.2%) + 満足度がやや低い(26.2%)」= 39.4%で、18.3ポイントの差があります。小学校児童の保護者についても「満足」が19.3%、「不満」が34.0%で14.7ポイントの差があります。この評価をさらに引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要です。

図表2-15 地域の子育て支援の環境や支援への満足度の状況

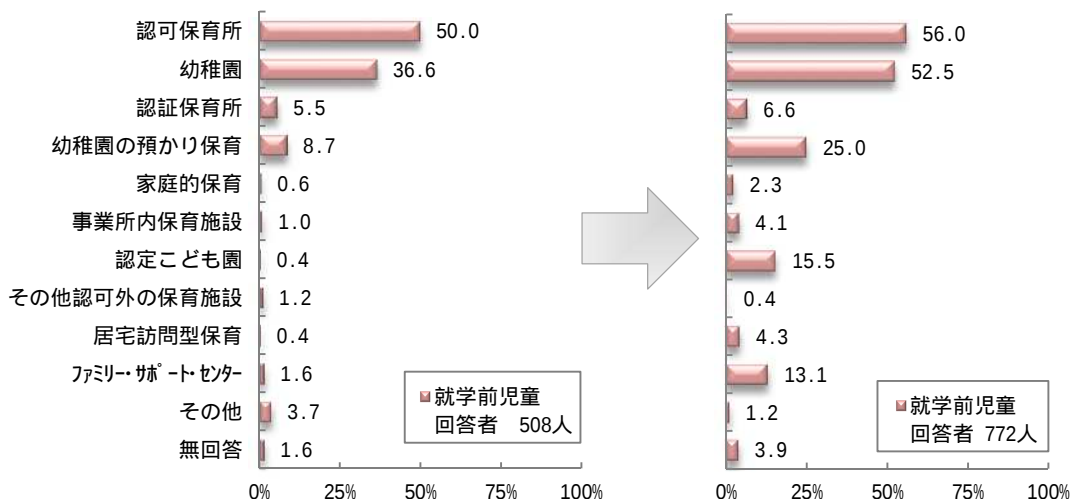


●ニーズ対応できる幼稚園、認定こども園、預かり保育等の整備

平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望(利用していない方も含む)の伸びをみると、「幼稚園の預かり保育」が8.7% 25.0%で16.3ポイント増、「幼稚園」が36.6% 52.5%で15.9ポイント増、「認定こども園」が0.4% 15.5%で15.1ポイント増、「ファミリー・サポート・センター」が1.6% 13.1%で11.5ポイント増など、10ポイント以上の伸びとなっています。

図表2-16 利用中の定期的な教育・保育事業

図表2-17 希望する定期的な教育・保育事業



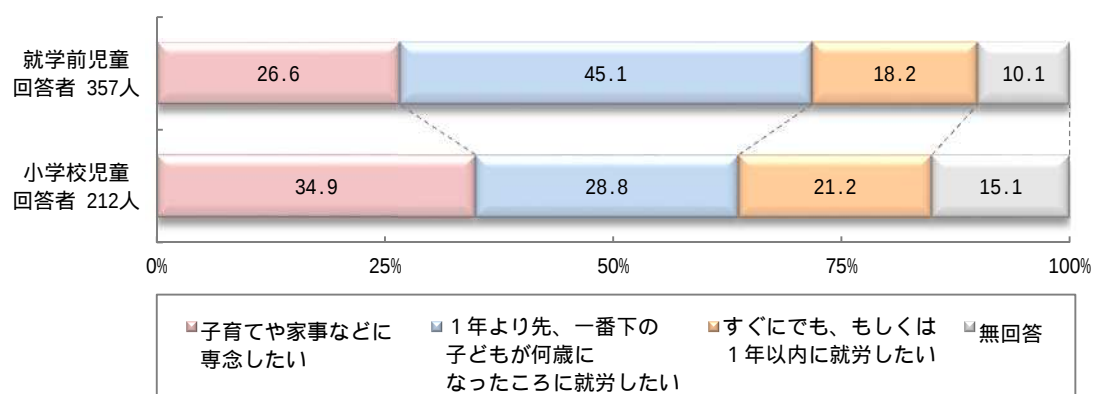
● 母親の就労状況に準じた教育・保育事業の運営のあり方

日常的に子育てに関わっているのは父親よりも母親の割合が大きいことから、母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者で42.6%が就労しています。その帰宅時間は19時台まで約85%、そのうち「18～19時台」が5割を超えており、19時台まで預けられるような教育・保育事業の運営のあり方について検討が必要です。また、母親の就労日数では「6日以上/週」が就学前児童の保護者で8.7%ほどいることや、現在就労していない母親の63.3%が就労希望を持っていることから、教育・保育事業に対する土曜日と日曜・祝日の運営をどうするか検討が必要です。

図表2-18 母親の就労状況



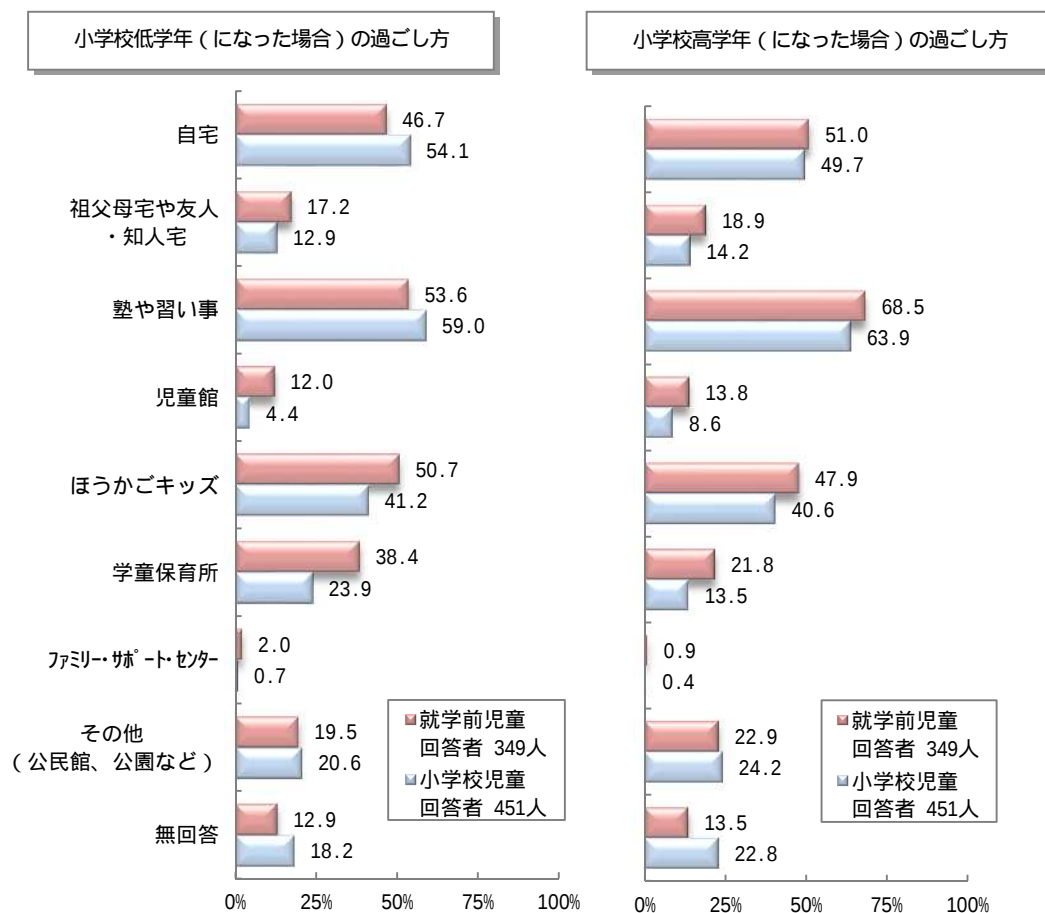
図表2-19 就労していない母親の今後の就労希望



●放課後児童クラブ（学童保育）を充実した事業内容のあり方

就学前児童（3歳以上）の保護者の将来子どもが就学した際の放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年のうちは「ほうかごキッズ」が50.7%、「学童保育所」が38.4%、小学校高学年になると「ほうかごキッズ」は47.9%でほぼ変わりませんが、「学童保育所」が21.8%で16.6ポイント減少し、その減少分が「塾や習い事」と「自宅」へ移行しています。また、土曜日の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が28.2%、「高学年になっても利用したい」が16.9%という希望もあります。「学童保育所」は安全な放課後の居場所であることが必要であるのと同時に、子どもを預かるだけでなく、子どもの豊かな感性を醸成し、体験を充実させることも必要です。

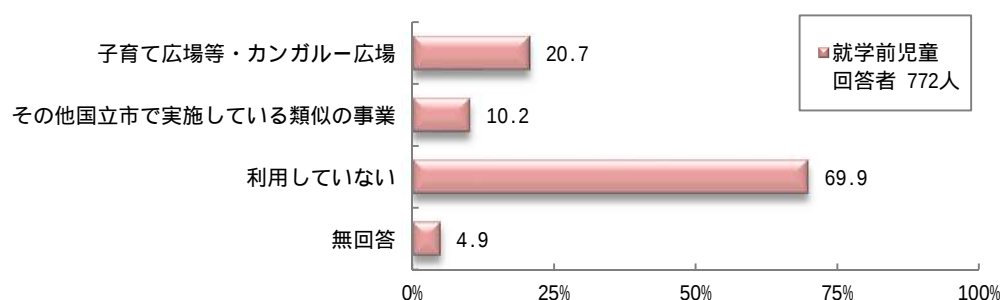
図表2-20 放課後の過ごし方の希望



●地域の子育て支援拠点事業に対する利用者増加対策のあり方

地域の子育て支援拠点事業の利用状況は「子育て広場等・カンガルー広場」が20.7%と低率に留まっていることから、利用促進に向けた検討が必要です。この事業には子育て支援の相談機能もあって気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割を担うことができます。

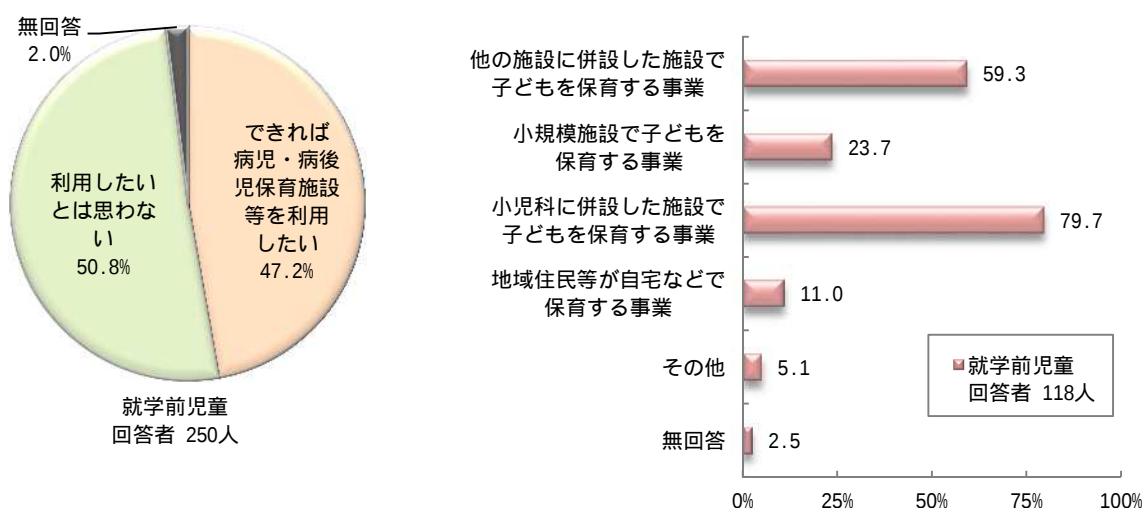
図表2-21 地域子育て支援拠点事業の利用状況



●病児・病後児保育のニーズ

父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設の利用意向は47.2%と高いニーズとなっていますが、利用したい事業形態では「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が79.7%、「他の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.3%となっており、関係機関と方策を検討する必要があります。

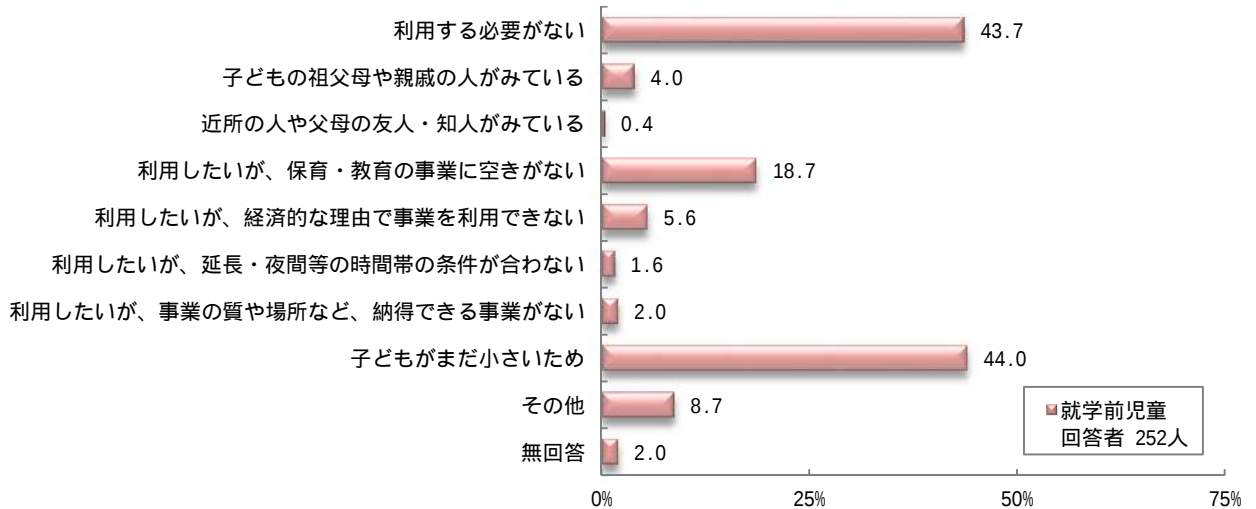
図表2-22 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向と利用したい事業形態



●経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援のあり方

定期的な教育・保育等を利用しない理由の中で、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方は、252人のうち14人（5.6％）います。このような家庭に対しては、適切な教育・保育事業を利用できるように検討することが必要です。

図表2-23 定期的な教育・保育事業を利用しない理由



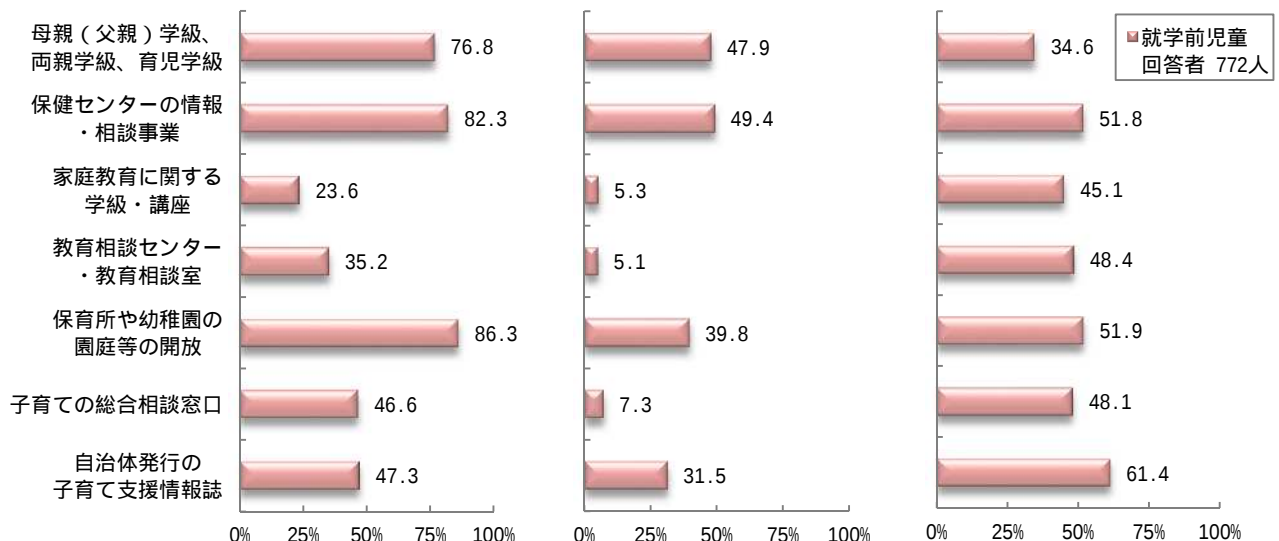
●認知度の低い事業の周知のあり方

就学前児童の保護者の子育て支援事業の認知度をみると、「家庭教育に関する学級・講座」（23.6％）、「教育相談センター・教育相談室」（35.2％）などは低く、利用状況も5％台となっています。また、今後の利用意向をみると「自治体発行の子育て支援情報誌」が6割を超え最も高くなっていることから、わかりやすく、身近なところで情報を得る工夫などが必要です。また、将来的な利用率を高めるためにも就学前児童の保護者に対しての周知を図る必要があります。

図表2-24 子育て支援事業の認知度

利用状況

今後の利用意向





第3章



計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

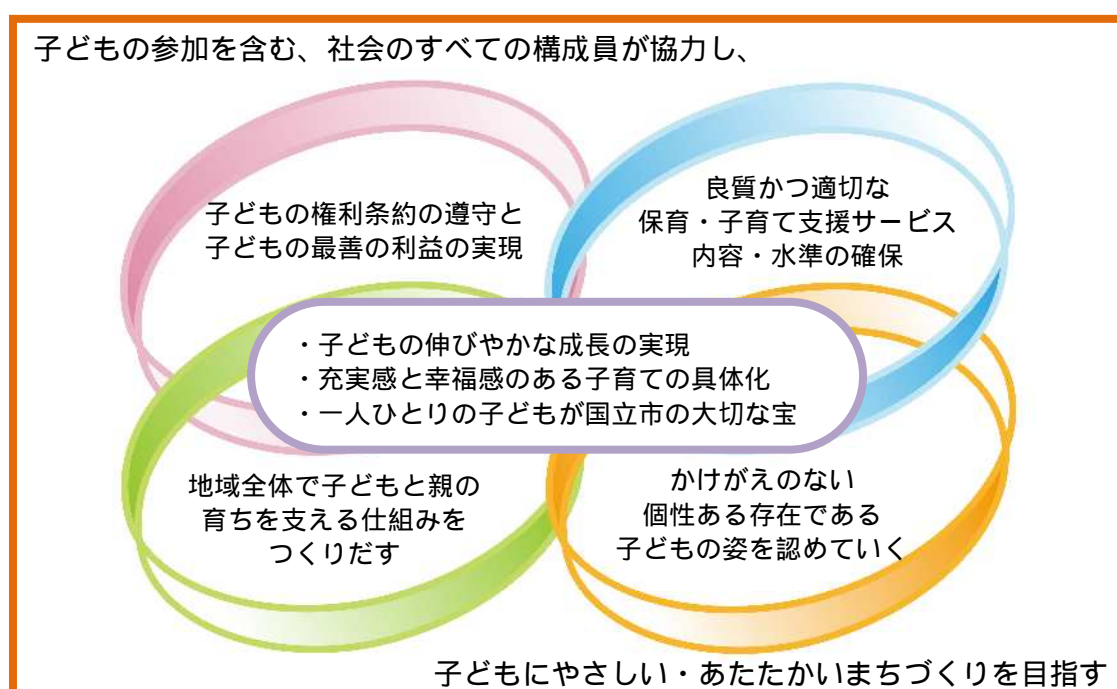
本市では、平成22年に「次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を、平成23年に「第二次子ども総合計画」を策定しました。その基本理念として、「子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感を持って子育てができることを大切にします」と明示し、「わたらしい育ち」、「わたらしい子育て」、「わたしとわたしのつながり」、「安全で安心できる暮らし」を柱としていました。

自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」を遵守し、子どもたちが子ども期というかけがえのない時期を伸びやかに生きると同時に、一人ひとりの子どもが国立市の将来を担う大切な宝であるという理念は不変的なものであります。このため、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「第二次子ども総合計画」に沿った基本方針としました。

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の子ども・子育て支援を実施することが求められています。

本市においては、基本方針に掲げた3つの柱に基づき、社会のすべての構成員が協力して、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められることを保障していくとともに、地域社会全体で子どもと親の育ちを支える仕組みづくりを進め、自己肯定感を感じながら成長していくことが可能となる環境を整備し、安心安全な子育てができるあたたかいまちづくりを目指していくことを、子ども・子育て支援の目指すべき姿とします。

図表3-1 国立市が目指す子ども・子育て支援の概念図



方針 1 質の高い教育・保育の提供

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを活かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもが文教都市として洗練された質の高い教育・保育環境の整備を進めます。

【具体的な取組】

- 教育・保育に携わる職員の資質向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続



方針 2 保育の量的拡大・確保

特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します。

【具体的な取組】

- 認定こども園の普及促進
- 保育所整備による保育の量的拡大
- 保育士の確保
- 認可外保育施設の認可化に対する支援
- 小規模保育事業者による保育提供体制の整備



方針 3 地域の子ども・子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。

【具体的な取組】

- 子育てと仕事や社会活動の両立支援
- 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 不定期な預かり事業の拡大
- 社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見・支援
- 子どもの心と体の健全な発達に必要な事業の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子どもを地域全体で支えていくネットワークの創出



図表3-2 子ども・子育て支援の意義のポイント（基本指針）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料



2 計画の内容

第二次子ども総合計画の理念	基本方針	計画項目
 子どもたちのキラキラと輝く瞳と明るく元気な笑顔がいつも広がるまち、わたしの可能性を豊かに育てるまち、子どももおとなもわたしらしく伸び伸びと暮らせるまち、国立を創造します。 すべての子どもが夢を育てながら成長し、おとなになって、さらに次の世代を担う子どもたちの夢を育んでいけることを大切にします。 子どもの誕生が喜びをもって迎えられとともに、子どもたちが一人ひとりの市民として地域の中でも成長が見守られ、家庭の中で家族みんなが、成長していく充実感と幸福感をもって子育てができることも大切にします。 そして、ゆったりと、安全で、安心して、わたらしい子育てができる環境を市民参加型でつくります。 わたらしい育ち わたらしい子育て わたしとわたしとのつながり 安全で安心できる暮らし	1．質の高い教育・保育の提供 保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、国立市の自然と歴史的な街並みを活かした多様な子育て支援サービスや保育サービスの提供と、すべての子どもに対する、文化都市として洗練された質の高い教育・保育環境の整備を進めます 2．保育の量的拡大・確保 特に乳幼児期における潜在的保育ニーズが高い状況を踏まえ、保育の量的拡大・確保を図ることにより待機児童問題を解消します 3．切れ目のない地域子ども・子育て支援の充実 妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく、保護者に寄り添いながら相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます	乳幼児期の教育・保育の整備 (第4章) 地域子ども・子育て支援事業の整備 (第5章) 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策 (第6章)

主 な 計 画 内 容

【乳幼児期の教育・保育の整備（第4章）】

- ・認可保育所新設による待機児童の解消
- ・年齢による定員構成の見直しによる効率的な保育の具体化
- ・幼稚園・保育所から認定こども園への移行、および新設の認定こども園の整備普及
- ・幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等、子ども支援専門職の資質の向上
- ・保護者に寄り添った相談・しょうがいのあるなしにかかわらず児童が共に行う活動機会の確保、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保、地域活動との結びつきなど、質の高い教育・保育提供体制の具体化
- ・教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を通じた円滑な接続の支援

【地域子ども・子育て支援事業の整備（第5章）】

- ・子ども・子育ての相談支援を包括的に行う「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」（利用者支援事業の具体化）の設置によるワンストップ支援体制の整備
- ・乳幼児と保護者の居場所・身近な相談支援を担う地域子育て支援拠点事業の質的向上
- ・妊娠期から乳幼児期の在宅育児支援の充実・強化（妊婦健康診査事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業の充実）
- ・多様な地域子育て支援事業の拡充（子育て短期支援事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）・一時預かり事業・延長保育事業・病児保育事業の充実）
- ・小学校の余裕教室の活用など、放課後における子どもの居場所（学童保育所の整備等）の充実と質的向上（学童保育所等）
- ・その他、実費徴収に係る補足給付を行う事業（国が設定する対象範囲と上限額を基にした助成）の実施、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等の実施

【子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策（第6章）】

- ・子育て情報誌の発行、「子育て施設・遊び場マップ」の作成、さらに子育て相談事業の拡充などをおして、妊産婦・子育て家庭に対して丁寧に子育て情報を届け、充実感のある子育てを応援する
- ・子ども家庭支援センターの相談体制の充実、子ども家庭支援ネットワーク連絡会の充実などをおして、児童虐待防止・対応の充実を図る
- ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実、ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくりなどをおして、ひとり親家庭の自立支援と子どもの健やかな育ちを支えていく
- ・発達の気になる子どもの相談及び通所支援の充実、しょうがい児・者との交流の推進、しょうがい児保育の充実などをおして、しょうがい児支援の充実を図り、子どもたちがしょうがいの有無にかかわらず共に育ち合える環境をつくりだす
- ・父親の育児参加の促進、ワークライフバランスを具体化するための企業・事業所への働きかけなどをおして、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備等を進める

3 新制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」の主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図表3-3 新制度のポイント

3 法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

4 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

（１）子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の２つの給付構成が基本となっています。

- a．満３歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b．満３歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が１９人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の４種類から構成されます。

図表3-2 地域型保育事業の構成

認可定員	19人以下 6人以上	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	5人以下 1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 （右に該当する場所を除く）		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

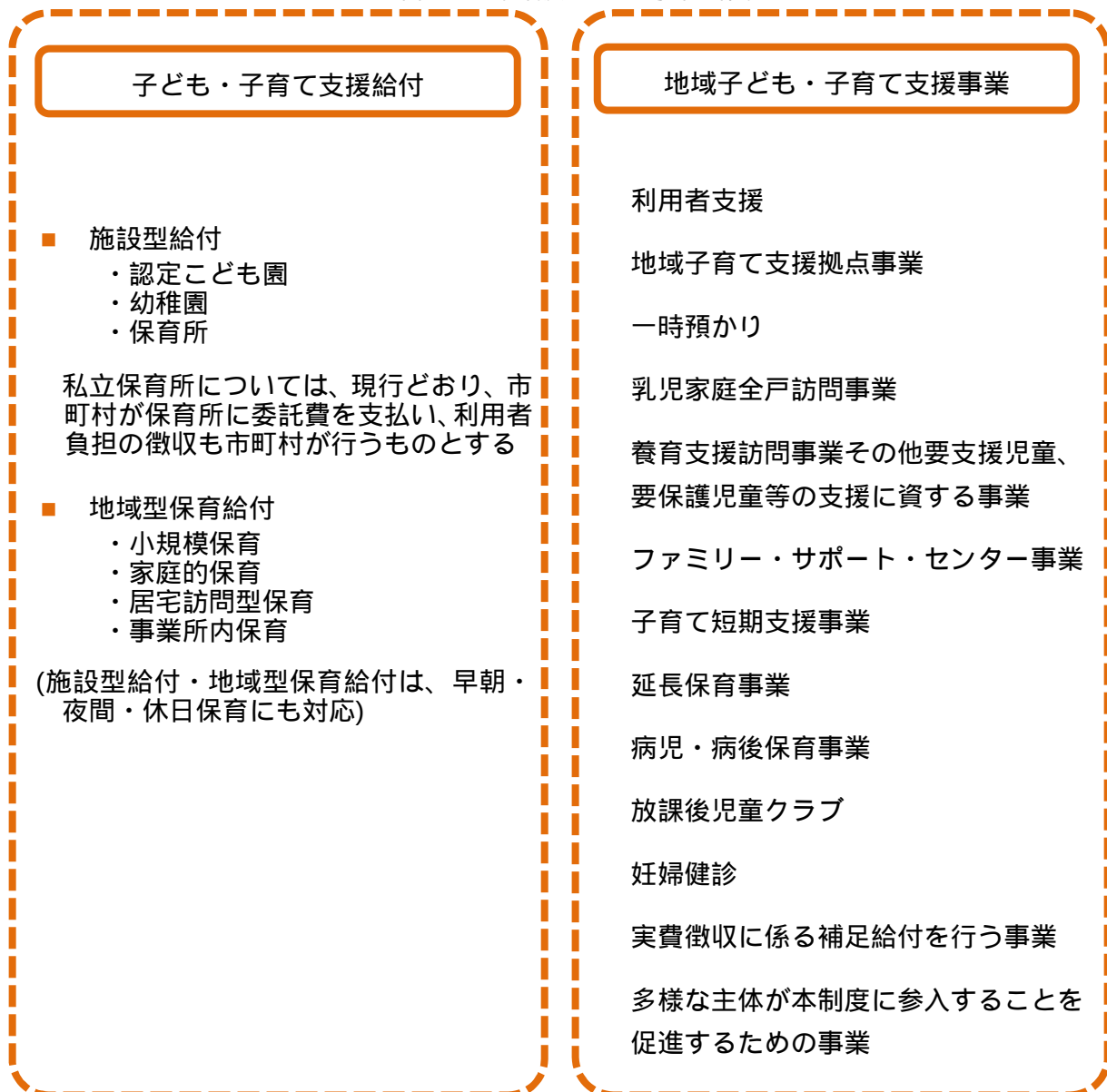
資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、国立市では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表3-3 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■ 認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 就労以外の事由 保護者の疾病・しょうがい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして国立市が定める事由
区 分	保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の1日当たり11時間の開所時間に相当) 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を48時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

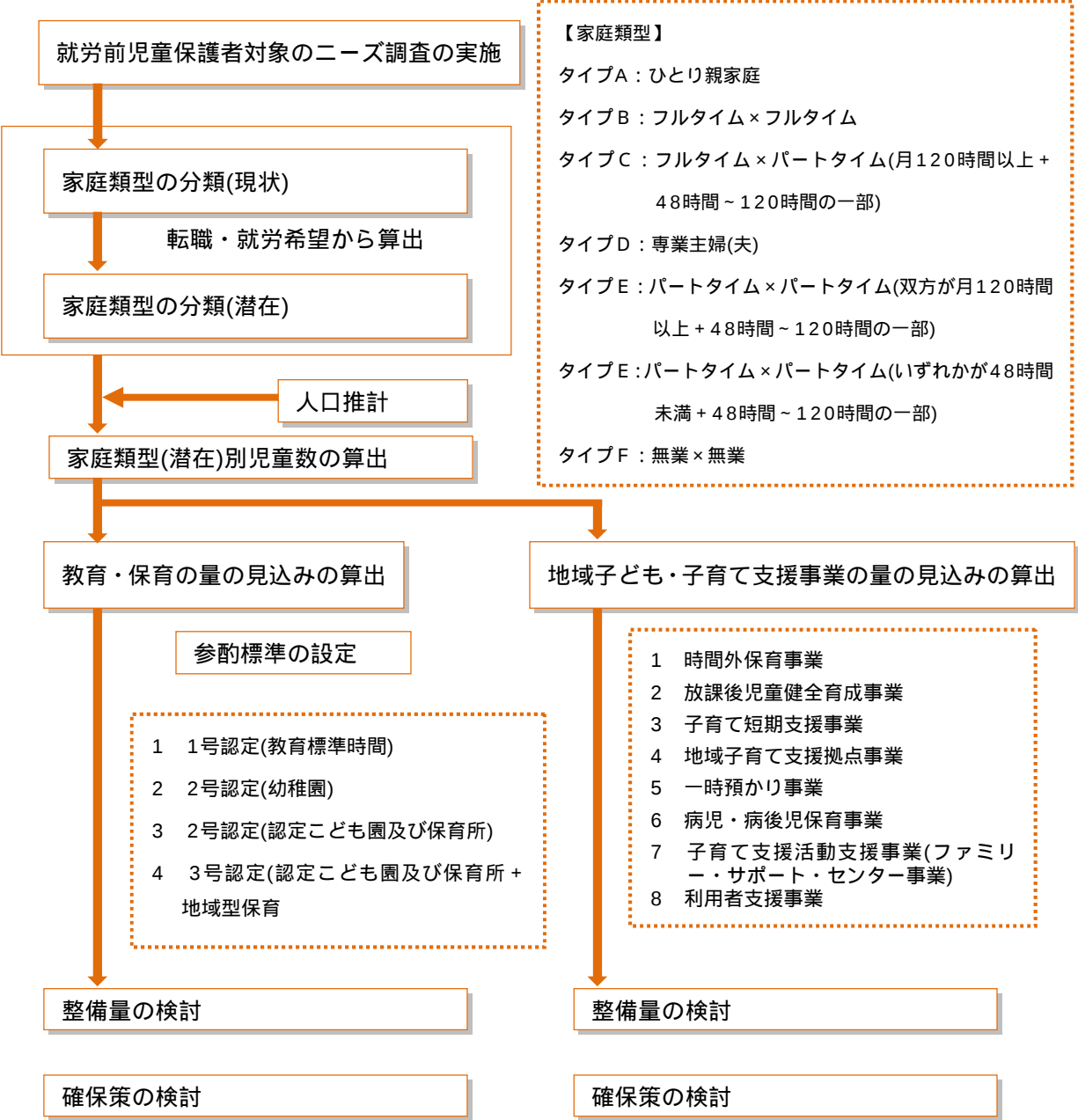
区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

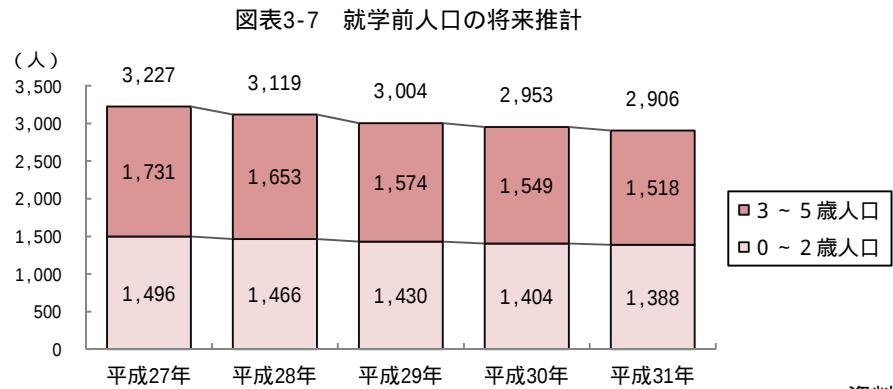
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・整理を行いました。

図表3-6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



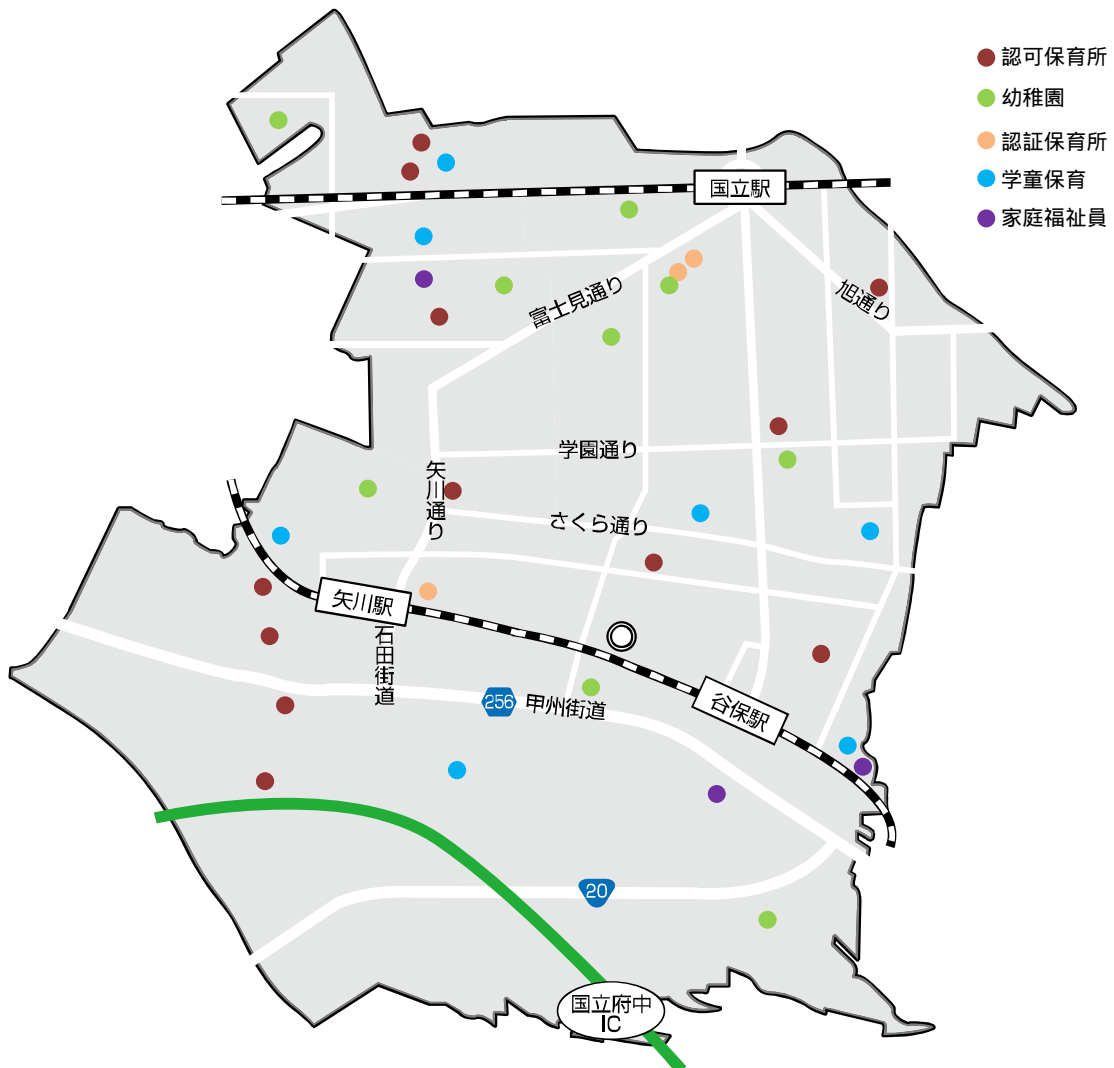
(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は次のとおりです。



6 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。





第4章



幼児期の教育・保育の整備



第4章 乳幼児期の教育・保育の整備

1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

重点

単位：人

計画 年度	利用者区分		A 量の 見込み	B 確保の内容				B - A	前年比	
				教育・ 保育 施設	確認を 受けない幼 稚園	地域型 保育 事業	認証 保育室			B 計
平成 27 年度	1号認定		806	410	1,437			1,847	1,041	-
	2号認定	学校教育を希望	210	700	0		0	700	-151	-
		上記以外	641							
	3号認定	0歳児	214	97		9	12	118	-96	-
		1・2歳児	564	413		0	42	455	-109	-
	計		2,435	1,620	1,437	9	54	3,120	685	-
平成 28 年度	1号認定		769	410	1,317			1,727	958	-83
	2号認定	学校教育を希望	201	760	0		0	760	-52	99
		上記以外	611							
	3号認定	0歳児	209	117		9	12	138	-71	25
		1・2歳児	553	453		0	42	495	-58	51
	計		2,343	1,740	1,317	9	54	3,120	777	92
平成 29 年度	1号認定		732	410	1,317			1,727	995	37
	2号認定	学校教育を希望	191	760	0		0	760	-13	39
		上記以外	582							
	3号認定	0歳児	204	123		9	6	138	-66	5
		1・2歳児	539	471		0	24	495	-44	14
	計		2,248	1,740	1,317	9	54	3,120	872	95
平成 30 年度	1号認定		721	410	1,317			1,727	1,006	11
	2号認定	学校教育を希望	188	760	0		0	760	-2	11
		上記以外	574							
	3号認定	0歳児	203	153		9	6	168	-35	31
		1・2歳児	528	531		0	24	555	27	71
	計		2,214	1,854	1,317	9	30	3,210	996	124
平成 31 年度	1号認定		707	410	1,317			1,727	1,020	14
	2号認定	学校教育を希望	185	760	0		0	760	13	15
		上記以外	562							
	3号認定	0歳児	201	192		9	0	201	0	35
		1・2歳児	520	621		0	0	621	101	74
	計		2,175	1,983	1,317	9	0	3,309	1,134	138

【確保の方策】

平成 31 年度までに待機児童を解消するために、認可保育所新設にむけて各環境条件の整備や、事業者への支援を積極的に行うことで、なるべく早期に保育所の新設を行います。

認定こども園は、教育と保育を両立できる施設であり、今後のニーズにも対応する施設であるため、市内幼稚園・保育園に対して意向がある場合には、積極的に認可する方向とします。

地域型保育については、条例等整備を行い、需要と供給のバランスを見ていつでも受け入れられる体制を整えます。

<平成 28 年度>

- 認定こども園を 1 園新設します。これにより 2 号認定の児童を 60 人増やします。
- 認可保育所新設を行います。3 号認定 0 歳児を 20 人、1 歳児を 20 人、2 歳児を 20 人増やすことで待機児童を解消します。

<平成 29 年度>

- 認証保育所が認可保育所になります。3 号認定の児童が 24 人(0 歳児 6 人、1 歳児 9 人、2 歳児 9 人) 増えます。

<平成 30 年度>

- 認可保育所新設を行います。3 号認定 0 歳児を 30 人、1 歳児を 30 人、2 歳児を 30 人増やすことで待機児童を解消します。
- 年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

<平成 31 年度>

- 認可保育所新設を行います。3 号認定 0 歳児を 33 人、1 歳児を 33 人、2 歳児を 33 人増やすことで待機児童を解消します。
- 認証保育所が認可保育所になります。3 号認定の児童が 30 人(0 歳児 6 人、1 歳児 12 人、2 歳児 12 人) 増えます。
- 年齢による定員構成を見直すことにより効率的な保育に努めます。

なお、待機児童の状況に応じて、地域型保育事業(小規模保育事業等) も活用することで待機児童を解消します。

2 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

3 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、しょうがいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

4 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

乳幼児期の発達の連続性の理解

乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解

しょうがいのあるなしにかかわらず児童が共に行う活動機会の確保

小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

東京都版ネウボラ（妊娠期から就学前にかけての子ども家族を対象とする産前・産後・子育ての切れ目ない支援制度）などを参考にした妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保

保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮

安全・安心で健全な子育て環境の確保

地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していきます。

5 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

6 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいます。

市民の声

保育園、幼稚園の違いやしきみとか判断する情報などあればいいかな。自分が知らないだけかも知れないのですが、今の家庭環境状況で入園できるのかわかりにくいので。

文教地区指定は非常に良い施策であり、絶対に続けて欲しいです。子供が暮らしやすい環境づくりをお願いします。

保育園でもカタカナやひらがな、算数を教えて欲しい。

幼稚園が給食の所が少なく、まだまだ幼稚園では母親が働けない仕組みばかりだと思う。フルタイムではないけど働きたい親が多いと思うので、本当にこども園を作って欲しい。夏場1, 2, 3歳位でも利用できるプールが欲しい。

保育園でも英語の勉強を教えてもらえたり、できたらいいなと思います。単発でも市のイベントで歌やダンスを教えてもらえばいいなと思います。

待機児童について。認可保育でしか安心して預けられないので、どうにかして認可保育の枠を広げたり保育士を増やすなどして欲しい。

谷保駅周辺に保育所が欲しい。認可も認証も家庭保育も満員で入れず、仕事をやめざるを得ませんでした。やはり電車やバスにのって預けるのは体力的にも子供にとってもつらいかと思い、国立市以外の保育園に入れるなら退職を選びました。

保育園に入れない状況を何とかして欲しい。0歳から入所申し込みをしているが入れていません。休職中だとポイントが低く入れないが入れないと探せない。一時保育利用料が高すぎます。



平成25年度 子ども・子育て支援ニーズ調査より抜粋



第5章



地域子ども・子育て支援事業の整備



第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業 【担当部署：子育て支援課】

重点

事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。
(3) 確保方策の考え方	「保育コンシェルジュ」をより発展させ、子ども・子育ての相談・支援を包括的に行う「子ども子育て総合相談窓口（仮称）」の設置について検討するなどして、ワンストップの支援体制を整備していきます。あわせて、子ども子育て関連の情報を一元化して総合的に発信していくことを検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業 【担当部署：子育て支援課】

拡充

事業の概要

(1) 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
(3) 確保方策の考え方	地域子育て支援拠点事業については、実施場所や回数の増、内容等について既存施設の利用拡大や新設等により、地域の実情に即し体系的に今後検討していきます。

確保提供量

単位：人回

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		3,565	3,495	3,408	3,347	3,309
確保提供量		17,482	17,482	17,482	17,482	17,482
-		13,917	13,987	14,074	14,135	14,173
施設数		8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

(3) 妊婦健康診査事業 【担当部署：健康増進課】 **拡充**

事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査
(2) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。
(3) 確保方策の考え方	妊婦健康診査については、すでに充足していると考えられるため、今後は質の向上等に努めていきます。

確保提供量

単位：人

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		589	589	589	589	589
確保提供量		すべての妊婦に対して14回の健診の補助券を渡している。				
-				-		

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 【担当部署：健康増進課】 **拡充**

事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	出生後 3・4 か月のすべての乳児のいる家庭を保健師・助産師・看護師が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。実施率は98%となっており、未実施者は未熟児、長期里帰り者、無届け転出者、帰国外国人のみです。その時期分の訪問は不可能な場合でも、全数の把握を実施しています。
(3) 確保方策の考え方	乳児家庭全戸訪問事業については、実施率の高さから既に充足していると考えられますが、今後は、残りの未実施家庭への支援について検討していくことで質の向上等に努めていきます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【担当部署：子育て支援課】 **拡充**

事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業、要保護児童対策協議会
(2) 事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。 要保護児童対策協議会を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築していく事業です。
(3) 確保方策の考え方	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。

(6) 子育て短期支援事業 【担当部署：子育て支援課】

拡充

事業の概要

(1) 本市における事業名	ショートステイ事業
(2) 事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		61	59	57	56	55
確保提供量	52	100	100	100	100	100
-		39	41	43	44	45

(7) 子育て援助活動支援事業 【担当部署：子育て支援課】

拡充

事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター
(2) 事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
(3) 確保方策の考え方	支援会員の量と質の向上のため、研修を充実していきます。また、スムーズな相互援助活動を進めていくために、支援会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを行っていきます。また、利便性を高めることを目的に、委託も視野に入れていきます。

確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		87	88	88	84	81
確保提供量	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
-		2,027	2,026	2,026	2,030	2,033

(8) 一時預かり事業 【担当部署：児童青少年課、子育て支援課】

拡充

8 - 1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)については、各園と調整のうえ、事業の拡充を進めていきます。

8-2 【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<u>一時保育事業</u> 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する利用会員（保護者）と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。 <u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり事業については、1 施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については 6 人以上とします。また、子育て援助活動支援事業については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		8,579	8,193	7,803	7,679	7,525
確保提供量	7,388	6,194	6,194	6,194	6,194	6,194
一時保育事業	3,607	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080
ファミリー・サポート・センター事業	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
-		-2,385	-1,999	-1,609	-1,485	-1,331



(9) 延長保育事業 【担当部署：児童青少年課】

拡充

事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。
(3) 確保方策の考え方	延長保育事業については、市内認可 12 園すべてで行っております。

確保提供量

単位：人

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		1,014	921	944	928	913
確保提供量	3,109	1,210	1,210	1,210	1,234	1,260
-		196	289	266	306	347

(10) 病児保育事業 【担当部署：児童青少年課】

拡充

事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
(3) 確保方策の考え方	病児・病後児保育事業については、利便性の確保から2か所目の設置を検討していきます。

確保提供量

単位：人日

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		960	960	960	960	960
確保提供量	864	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
-		504	504	504	504	504

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【担当部署：児童青少年課】

重点

事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育所
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3) 確保方策の考え方	4～6年生の学童保育利用者数などを把握するために就学児童のいる世帯を対象に実施したアンケート結果などをもとに、「国立市子ども総合計画審議会」において「放課後子ども総合プラン」(1)の行動計画を策定し、本事業計画に盛り込んでいくこととします。また、行動計画(2)を推進していくために運営委員会を設け、小学校の余裕教室を活用していくなどして、高学年を受け入れていくための学童保育所の整備やほうかごキッズ(放課後子供教室)との一体型の運営(3)を始めとした、放課後における子どもの居場所のあり方について総合的に検討していきます。

確保提供量

単位：人

項 目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計		786	793	797	793	771
確保提供量	486	485	485	485	485	485
-		-301	-308	-312	-308	-286

1：放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを趣旨・目的としています。市町村は、「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めることとされています。

2：行動計画には、国が示した行動計画策定指針にもとづき、以下の内容を盛り込む予定です。

- (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (2) 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画

- (4) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- (6) 放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

3：「放課後子ども総合プラン」における「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。国立市では、平成21年度に、市立小学校全8校区で放課後子供教室の整備を達成しており、うち4校区について、学校内（隣接地含む）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室が実施されています。放課後子供教室（ほうかごキッズ）には、放課後児童クラブ（学童保育所）入所児童も登録・参加をすることができ、多くの児童が参加しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【担当部署：児童青少年課】

新規

事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
(2) 事業の概要	幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収（教材費、行事参加費等）などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。 本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成について検討していきます

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【担当部署：児童青少年課】

新規

事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。
(3) 確保方策の考え方	新規施設等に対する相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施していきます。

市民の声

ほうかごキッズ開催日を増やして欲しい。長期休暇中も開催して欲しい。放課後も学校内で楽しく遊んだり、学べる機会がもっとあると良い。放課後を習い事以外に充実させてあげたい。交通安全のために地域のお年寄りにも協力してもらいたい。子育て世代以外に時間に余裕のある地域の方々が朝や夕方の登下校時の時間に見守ってくれたら安心できる。

ファミリーサポート事業のようなシステムの継続支援と利用料金の低減。

近くに児童館や公園が無いので困っています。週1回のカンガルーは良く利用させていただけるので、そのような場所がもっとあればいいと思います。子ども家庭支援センターにパーキングがあればいい。一時保育を行っている園をもっと増やして利用しやすくして欲しい。

学童保育所の4年生以上の利用を可能にして下さい。

保育園の待機問題を改善して欲しい。公園の設備充実をお願いしたい。国立の自然に子供達がふれるイベントを作って欲しい。図書館の絵本を充実させて欲しい。室内で子供が思い切り体を動かせる場があったら嬉しい。学童で英語が学べればいいなと思う。

一時保育してもらえる保育園をもっと増やして欲しい。あっても遠くて預けに行くことが大変でいつも利用できない。地域の子育て支援事業をもっと利用したいが場所が不便でもっといろんなところでやって欲しいと思う。例えば公民館はあまり子育ての事業には使われていない気がする。

小学生の子が放課後安心して過ごせる場を整備して欲しい。学童は建物が古く地震のときなど心配。学童の内容を充実させて欲しい(学習や習い事のような教室や英語、体操など)。

放課後キッズを増やして欲しい。公園にボランティアの方がいるなど防犯を強化して欲しい。大きな児童館があったらいい(プールや体育館、軽食のとれるカフェ、図書館、図工室、トワイライトステイ)。これがあれば学童はなくてもいいかなと思います。

病児、病後児保育施設について利用希望日の前日18:00までに予約指示書を提出する等使用するための手続きが面倒です。カゼの時にもう少し簡単に利用できる施設があればと思います。





第6章

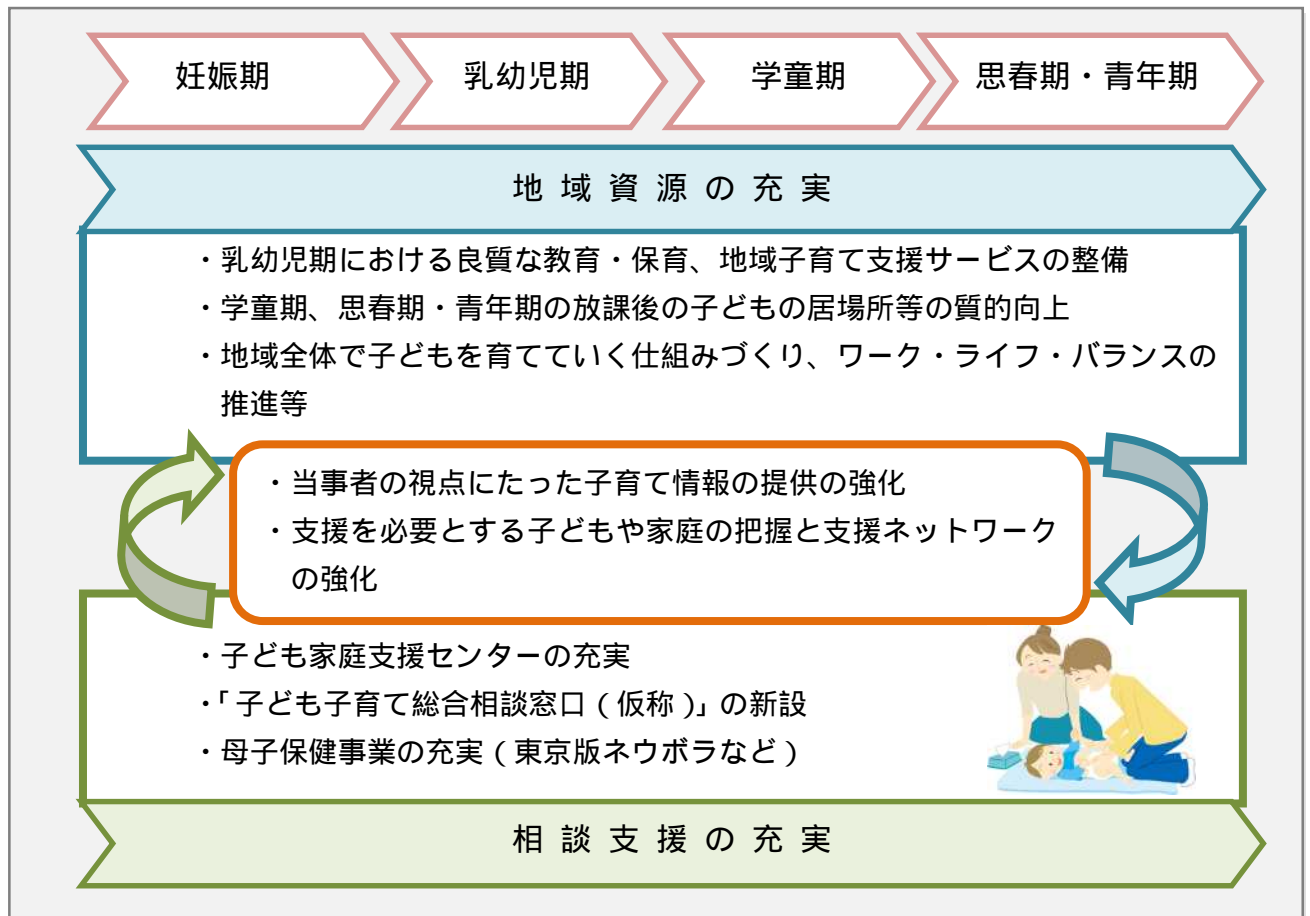


子ども・子育て支援事業の 充実に向けた方策



第6章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策

図表6-1 切れ目のない地域子ども・子育て支援のイメージ



1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を第4章に記載しています。この量の見込み及び確保方策をもとに特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充

子ども子育て総合相談窓口（利用者支援事業）の設置などによる子育て相談体制の充実や、各種子育て情報を総合的に発信していくことにより、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。



【主な施策事業】 №は、「第二次国立市子ども総合計画」の「施策項目一欄」の番号

	No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
重点	1 19	子育て広場事業の連携・充実	市で実施しているカンガルー広場、おはようコケッコーやかかるがもなどの子育て広場事業の市民との連携を深め、充実を図ります。	子育て支援課 児童青少年課
	2 41	母子訪問事業の推進	保健師等の訪問指導によって、妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、現在、実施されている「妊産婦訪問指導」、「新生児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、「乳幼児訪問指導」の充実を図ります。	健康増進課
重点	3 53	子育て相談事業の充実	子ども子育て総合相談窓口の開設により、福祉・保険・教育などのさまざまな機関で行われている子育てに関する様々な相談事業について、ワンストップの支援体制を整備していくことで、相談事業の一層の推進を図ります。	子育て支援課
	4 64	子育てパンフレットの配布	ウェルカム赤ちゃん教室、3～4か月児健康診査で行っている、子育てをはじめた親、特に初めての親に子どもの育ちや子育てについてのアドバイスを載せたパンフレットの配布を継続します。	健康増進課
拡充	5 71	母子保健相談事業の推進	母親などに対し育児相談を行うことで不安の解消を図り乳幼児の健やかな発育・発達が促されるように支援するため、現在、実施されている「妊婦健康相談」、「産婦健康相談」、「乳幼児健康相談」、「電話相談」などの充実を図ります。	健康増進課
	6 77	子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。	子育て支援課 健康増進課
	7 78	子ども向けの広報事業の充実	市のホームページ開設、市報の発行など様々な広報に、子ども参画を進めた形での広報づくりを推進します。	子育て支援課 児童青少年課
	8 79	「子育て施設・遊び場マップ」の作成	市内の子育てグループ等に参加してもらい、子どもたちが遊べる施設や場所などの情報を掲載した「子育て施設・遊び場マップ」の作成・配布に努め、施設の有効利用を図ります。	子育て支援課
重点	9 96	子育てに関する広報事業の充実	子育て家庭同士や地域とを結びつけるため、子育てネットワークを構築し、情報交換の方法として、広報紙やホームページの活用、子ども・子育て関連のポータルサイトや子ども・子育て関連のアプリの導入を推進します。	子育て支援課 児童青少年課
	10 97	子育て情報誌の発行	子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育て情報誌の発行を推進し、子育てホームページの開設などを通して今後の情報発信及び子育ての談話室になるよう推進します。	子育て支援課 児童青少年課
	11 121	子ども情報ページの充実	国立市のホームページとリンクした、子ども対象ホームページの充実を図ります。	児童青少年課

3 児童虐待防止の充実

(1) 子ども家庭支援センター相談体制の充実

子ども家庭支援センター相談体制の充実

児童虐待の発生予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できる体制を整えることが重要であるため、研修への継続的な参加等により、市職員の専門性やスキルの向上を図るなど、本市の子ども家庭支援センター相談体制の充実に図ります。

訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

特に乳児を抱える家庭については、相談窓口に来る前に問題が深刻化することが想定されるため、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの養育環境を把握するとともに、特に継続的な支援が必要なケースについては、保健センターと子ども家庭支援センターが連携して、在宅支援体制の充実に努めます。

(2) 関係機関との連携強化

虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、保育園、幼稚園、学校等が子どもの健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握し、子ども家庭支援センターや母子保健事業を所管する保健センターと緊密な連携を図るとともに、子ども家庭支援センターによる要保護児童対策地域協議会の効果的な運営によって、児童相談所や保健所、医療機関など、関係機関との情報共有を図ります。

児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないように、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。

【主な施策事業】 Noは、「第二次国立市子ども総合計画」の「施策項目一欄」の番号

No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
12 12	里親制度の促進	児童相談所の業務である里親制度に対して、広報啓発を通じ連携協力を強めます。	子育て支援課
13 13	虐待児支援対策の充実	児童相談所を中心に、子ども家庭支援センターや関係機関が密接に連携し、情報の共有化と早期対応の仕組みづくり、虐待を受けている子どもの支援対策の充実に努めます。	子育て支援課
14 120	子ども家庭支援センターの拡充	平成15年度に開設した子ども家庭支援センターは平成20年度に先駆型に移行しました。国立市の子育て・子育て相談や子育てグループの育成支援、児童虐待対応のネットワークの充実に図ります。	子育て支援課

重点

重点

No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
15	子ども家庭支援ネットワーク連絡会の設置	要保護児童等の早期発見、並びに要保護児童の適切な保護及び要支援児童等への適切な支援を円滑に実施するための関係機関の連絡会として、「子ども家庭支援要ネットワーク連絡会（要保護児童対策地区協議会）」の充実を図ります。	子育て支援課

市民の声

まだ、子供が幼く育休中でもあるのでよくわかりませんが、働くようになったらもっとたくさん要望がでてくるのではと思っています。現時点では駅のそばなどに子供を預けられる（時間制）ところがあればいいなと思っています。

子育て世代の保護者たちが孤立しやすい環境です。明らかになっていないDVや虐待などによって傷ついている家族たちを心配しています。保育所、幼稚園、子ども供家庭支援センター、学校などの情報がプライバシー保護の名目で共有されずに問題となる事例はありませんか。私たちの子供のクラスメートのご家族が問題を抱えている事があれば他人事とも思えません。各施設が連携して見守るシステムを期待します。

赤ちゃんの頃は保健センターに行ったり保健師さんが来てくれたり色々とおったけれど本当に虐待が始まるのはもっと後だと思う。その頃には誰の目も届かず家庭内で行き詰っている母親が多いと思う。そのような状況を打破できる支援があれば良いと思う。

同世代の子を持つ家庭同士の交流は情報交換等には役立つが気を使ってしまったり、比較してしまったり疲れる関係と思うときもある。違う世代の方とのほうが気分転換になり自分自身おだやかな気持ちで子と向き合える気がします。

親子参加のサークルや教室情報誌があるといい。ネット掲載でも、思い立った時に相談できる電話や場があると良い。

子育て環境や支援がわかりやすい情報誌やネットなどまとめて記載されているようなものが欲しい。

親としては子供との時間を長くもち、ゆとりの中で育てたいと願います。でも仕事が忙しすぎてじっくり向き合う時間が取れません。せめて休みの時にはと思いますが、土曜日にも仕事が入ってしまったりします。保育所以外に気軽に利用できる場や施設があればいいと思います。国立は小さいので施設面で限界があります。立川、府中、国分寺ともしっかり連携し利用しやすくして欲しいです。行政の連携を強く望みます。

もう少し子どもが居る家庭に向けて、色々なサービスをしている事をアピールしてもいいのではないかと思います。私を含めてあまり知らない人が多いのではないかと思います。

もっと地域ごとに毎週必ず集まって遊べる場所があれば子供も楽しいだろうなと思います。子育て時期のイベントやボランティアなどでやっているものなど、様々ありますがあまり情報がまとまっていないので、一括して国立の情報（子育てに特化した）があると分かりやすいです。（有料や市以外のもあると良いです）



4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 健やかな生活への支援

ひとり親家庭に対する相談体制の充実

ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。

健全な家庭生活への支援

ひとり親家庭のうち、住宅困窮度が高いと認められる家庭に対して、住宅費の助成を実施することにより、健全な住環境の確保を支援します。

(2) 自立に向けた就業支援の推進

ハローワークと連携した就職支援

ひとり親家庭の保護者が、就職に必要な技能を習得することができるよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就職の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり

ひとり親家庭について、就職活動中も含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うなど、保育を利用しやすい環境づくりを進めます。

生活の安定・向上に向けた給付の実施

ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安全を図るために、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を促進するための給付事業を行います。

【主な施策事業】 No. は、「第二次国立市子ども総合計画」の「施策項目一欄」の番号

No.	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
16 39	母子・父子、寡婦福祉資金貸付事業の推進	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉を進めるため、各種資金の貸付を継続します。	子育て支援課
17 44	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院または入院による治療を受けた場合の、都の医療費一部助成制度による助成を継続します。	子育て支援課
18 88	ひとり親家庭のホームヘルパー事業の充実	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパーの派遣などの事業を推進します。	子育て支援課

No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
	母子生活支援施設設置等委託事業の推進	保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、母親とともに児童の福祉向上を図り、世帯が自立して社会生活ができるように支援を図ります。	子育て支援課
	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童の育成と福祉の向上のため、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがいをもつ児童を養育している家庭への手当を継続します。	子育て支援課

市民の声

学童保育が3年生までは早すぎる。母子家庭では預けたり、頼る所はない。夏休みは熱中症など環境が変化していく中で、外で遊ばせておくのも心配。少子化問題は子育てが安心して安全な場所がないからだ。

共働きの家庭や母子（父子）家庭が増え、それに伴って子供を預かってもらいたい考える方も増えていると感じています。安全に預かってもらうだけでなく、プラスαを求める親もいるのではと考えています。学童に預けつつ習い事をさせるというパターンも良く見かけるからです（習字、体操、水泳、英語等）。

地域のつながり、近所のおじさん、おばさん、おじいちゃん、おばあちゃん、子供同士がもっと関わり合えたらもっと親も子も楽に育ち合えるのと思います。なかなか難しいですね。



平成25年度 子ども・子育て支援ニーズ調査より抜粋



5 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

(1) しょうがいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊娠出産期における母子保健事業の推進

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるとともに、特に低体重児については、必要に応じて適切な医療を受けられるよう医療費の給付を行うなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。

各種健診事業を通じた疾病の早期発見

乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病やしょうがいの早期発見・早期治療へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や発達段階に応じた専門的なサービスの提供

ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり

しょうがい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、しょうがい児支援利用計画、しょうがい児通所支援事業所等における個別支援計画を活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

しょうがい児や未熟児に対する医療費の給付

将来しょうがいを残すと認められる疾患がある児童を含むしょうがい児を対象として、しょうがいの軽減、機能の回復等を目的とした手術等の医療費を給付するとともに、未熟児に対して必要な医療費を給付します。

しょうがい福祉サービス等の利用の推進

しょうがい児が地域の中で育まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などのしょうがい福祉サービスをはじめとする各種福祉サービスの利用を推進します。

子どもの発達支援

平成25年度に「発達支援室」を開設し、発達の気になる子どもに関する相談事業を、平成26年度より通所事業「ぴーす」を開始しており、今後支援策の一層の充実に努めていきます。

(3) しょうがいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

教育・保育施設における受け入れ体制の充実

新制度では、しょうがいのある子どもが保育を利用しやすくなるよう優先的に入所調整を行うこととされており、しょうがいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが求められています。

そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

しょうがい児通所支援事業所等との連携強化

しょうがい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、しょうがい児通所支援事業所等と連携しながら、保育所等訪問支援を活用するなど、教育・保育施設において、しょうがい児が集団生活に適応するための専門的な支援等を行います。

発達しょうがい児支援に向けたスタッフの資質の向上

自閉症、学習しょうがい(LD)、注意欠陥多動性しょうがい(ADHD)等の発達しょうがいを含むしょうがい児については、しょうがいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら個々のしょうがい児の実情に応じた適切な支援を行います。

【主な施策事業】 No.は、「第二次国立市子ども総合計画」の「施策項目一欄」の番号

No.	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
21 11	しょうがい児・者との交流の推進	毎年実施している「ふれあいスポーツのつどい」では、ボーイスカウト、ガールスカウトなど多数のボランティアが参加しています。学校では、総合的な学習の時間等において、通常の学級の児童・生徒としょうがいのある児童・生徒との交流を行っています。また、特別支援学校在籍児童・生徒とも、副籍による交流を進めています。今後はボランティアセンターとの連携を図ること等を通してこれらの事業を一層進め、しょうがいにに対する理解を深め、人権教育を進めます。	しょうがいしゃ支援課
22 27	人権・しょうがい者等理解教育の推進	教育委員会基本方針の一つである人権尊重の教育をもとに、外国人やしょうがい者・高齢者など、互いの違いを認め合う意識を育む教育について、各学校の教育課程への位置づけを推進します。	しょうがいしゃ支援課 教育指導支援課
23 45	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	児童の育成と福祉の向上のため、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭、またはしょうがいのある児童を養育している家庭への手当を継続します。	子育て支援課

重点

	No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
	24 [48]	心身しょうがい者(児)福祉手当等の継続	しょうがいのある子どもがいる世帯の、経済的負担を軽減するための手当などを継続します。	しょうがいしゃ支援課
	25 [49]	重度手当等支給の継続	重度手当の支給を継続します。	しょうがいしゃ支援課
	26 [80]	しょうがいのある子の親への支援	ホームヘルパーや派遣事業を継続します。	しょうがいしゃ支援課
拡充	27 [82]	しょうがい児保育の充実	しょうがい児も地域の保育所、幼稚園、学童保育所に入ることを推進します。	児童青少年課
	28 [91]	しょうがい児緊急入所事業の充実	しょうがいのある子どもや、その家族の生活を支援するための緊急入所事業の充実を図ります。	しょうがいしゃ支援課
拡充	29 [92]	しょうがいのある子どもへの支援	しょうがいのある子どものいる家庭へのケースワーカーや相談支援事業所による相談としょうがい福祉サービス等の利用を推進します。	しょうがいしゃ支援課
	30 [93]	療育の必要な子どもへの支援	健康診断等で発達遅滞のある未就学児に対して、個別相談や親子遊びの教室「くれよん」「ばすてる」でのグループ支援の充実を図ります。	健康増進課
	31 [94]	しょうがい児の幼稚園入園に対する支援の推進	しょうがいのある子どもを受け入れている幼稚園への補助を推進します。	児童青少年課
重点	32	発達の気になる子どもの相談及び通所	子どもの具体的な様子を聞き、かかわり方のアドバイスや、状況に応じた福祉サービスや医療機関等の情報を提供します。また、少人数のグループ活動を通して、ご家族や関係機関と連携しながら、子どもの発達を共に支えていきます。	子育て支援課

市民の声

発達に何かしらの問題がある子供達に通える、療育の為の施設が市内にひとつもありません。その為障害のある子供が市外に通う(電車、バス)ことになる。しょうがいしゃがあたりまえに暮らせる町とうたっているわりには障害児の施設が無いのはおかしいです。健常児のことばかりでなく少数ではあると思いますが、障害児、障害児を持つ家族にも目を向けて下さい。理解をよろしくお願い致します。

私の子供もグレーゾーンで児童相談所へ通っている。家計的には子供を学童に預けて働きたいが、子供の精神面を考えると今すぐにはできない。精神的にたくましい子供しか学童へ通えないイメージがある。問題のある子も親が安心して預けられる様な特別支援の学童保育所がほしい。



6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

(1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知

両立支援制度に関する情報提供

妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、国立市ホームページに、仕事と子育ての両立支援に関する情報をまとめたページを開設し、必要とする両立支援制度の情報をいつでも取得できる環境を整えます。

両立支援制度の適切な利用に向けた支援

新たにスタートする利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、具体的な利用手続きなどの支援を行います。

父親の育児参加の促進

父親の育児参加を積極的に促進するために、パパママクラスの開催などを通じて、父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

(2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

各職場における仕事と育児の両立支援制度が適切に運用され、周りに気兼ねすることなく制度を利用することが可能となるよう、都や関係団体等とも連携して啓発活動を行います。

【主な施策事業】 No. は、「第二次国立市子ども総合計画」の「施策項目一欄」の番号

No.	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
33 63	両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、子どもの育ちや育て方など育児に関する知識や親性を育む場となるウェルカム赤ちゃん教室を開催し、あわせて親の健康づくりなどの相談の場の提供を推進します。	健康増進課 子育て支援課
34 65	先輩ママパパの子育て相談の実施	児童館や学童の子育て広場等に、地域の子育て経験者（先輩ママパパ）に入ってもらい、子育て相談の実施を推進します。	子育て支援課 児童青少年課
35 66	保育所における父母教室の開催	保育所が行う父母教室とともに、これから子どもを持つ親に子どもの育ちを体験してもらうため、保育所で実際の子どもたちとの触れ合いを中心とした父母教室の定期開催を保健センターと連携をとって推進します。	児童青少年課 健康増進課
36 68	父親向け教室の開催の充実	現在行われている、公民館の「男性の料理教室」などの事業の一層の充実を図ります。	公民館 子育て支援課

No	施策項目	事業の内容 一部名称等変更あり	担当部署
37 86	子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	法的整備は進んできていますが、就業規則の作成を義務づけされていない中小零細企業へ検討に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
38 135	ファミリー・サポート・センターの充実	仕事と育児の両立ほか、子育て中の親支援のための環境整備の一環として、充実に図ります。	子育て支援課

拡充

市民の声

仕事と育児を両立している今の生活に満足してはいないわけではないが、もう少し子供と一緒にいる時間が欲しい。国上市だけでなく社会全体の話ですが。

待機児童対策等、子供を預けることばかりが注目されているが、子供を1日のうち半分も預けている状況は少し問題があると思う。私の会社ではファミリーサポートを使え、祖父母に見てもらう等子供を預けて仕事の時間を確保させようとするが、そうでなく親ができる限り子供の側にいられるよう企業に働きかけて欲しい。

出産後の就職は大変難しいと思われるので、もっと企業が積極的に子育て中のお母さんが働ける場所を増やして欲しいと思う。保育園は幼稚園に比べ教育の面ではあまり積極的に行ってくれないので、もっといろいろ（楽器、英語、体操教室など）経験させてあげたい。

ファミリーサポートに子供を預けた事があるが、自分（親）の具合が悪いときに利用できるサービスとしては不十分ではないかと思う。具合が悪い時にマッチングを行ったりするファミリーサポートや預かり保育（自分で連れて行かなくてはならない）等を利用するのは難しい。土日祝を含めて緊急時にお願いできるサービスがあるといい。

上の子は幼稚園、下の子は双子の1歳でパパは土日仕事です。ファミリーサポートの利用ができない事があり不便です。子供3人を連れて外に出るのは困難です。サポートして下さる方が必要です。制度を利用しやすくして欲しい。

共働きフルタイム勤務だと、どうしても子供と接する時間が少なく、かといって片方に就労をまかせていられる社会情勢でもないの、共働きを選択せざるを得ない状況であり、働きながら子供を育てることが必須で子育て支援が充実して行く事は就労を助けることにつながると思います。よろしくお願いします。



平成25年度 子ども・子育て支援ニーズ調査より抜粋





第7章



計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画策定に携わる行政関係部課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

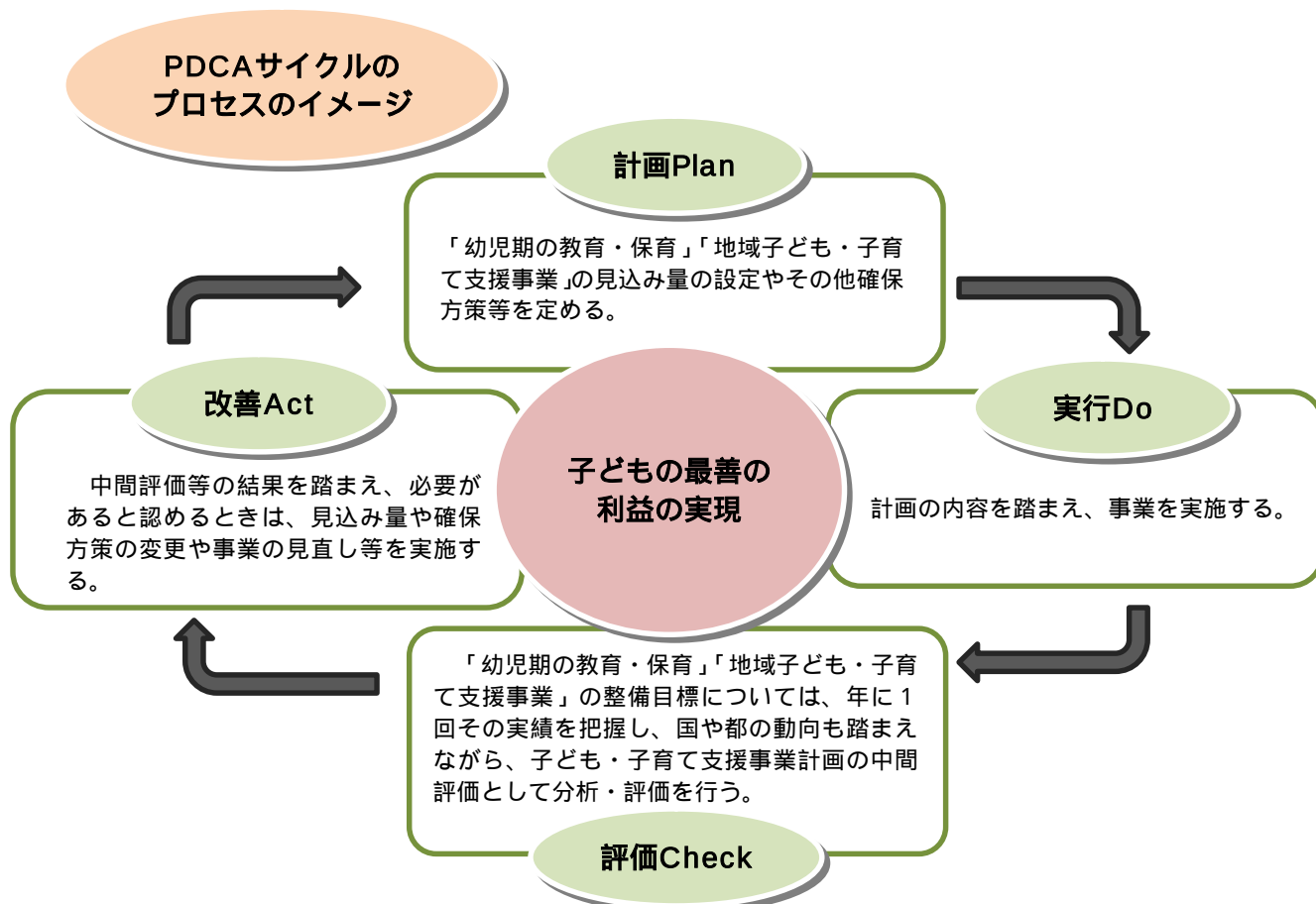
また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見も聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、計画の実施状況をPDCAサイクルのプロセスに基づき評価・検証し、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究や立ち上げなども行います。

また、計画の進捗状況を定期的に「国立市子ども総合計画審議会」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・都への要望

子ども・子育て支援は、国、都、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、子ども・子育て支援施策の拡充を積極的に国、都に要望します。



資料編



資料編

1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数
（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 国立市子ども総合計画審議会条例

（設置）

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- （1） 子ども総合計画の策定に関すること。
- （2） 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者 2人以内
- （2） 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 3人以内
- （3） 地域教育の関係者 2人以内
- （4） 公募により選出された市民 3人以内

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

（庶務）

第7条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「

社会教育委員	” 9,100円
--------	----------

を

「

社会教育委員	” 9,100円
子ども総合計画推進委員会委員	” 9,100円

」

に改める。

付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第5号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「

子ども総合計画推進委員会委員

を

「

子ども総合計画審議会委員

」

に改める。

付 則（平成24年12月26日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿

	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者 (2)	大妻女子大学	加藤 悦雄	准教授
2		国土舘大学	堀井 雅道	専任講師
3	保育・幼稚園関係者 (3)	国立市私立幼稚園協会	小澤 崇文	園長
4		国立市私立保育園園長会	○吉田 順	園長
5		国立市認証保育所連絡会	薮田 圭以子	理事長
6	地域教育関係者 (2)	公益財団法人東京 Y M C A	鳩山 徹郎	プログラム ディレクター
7		日本ボーイスカウト東京連盟	堀江 建治	副理事長
8	公募選出市民 (3)	市 民	石田 環	会社員
9		市 民	樋口 景子	大学講師
10		市 民	本島 純子	ヘルパー

：会長 ○：副会長

4 計画策定経過

	年月日	項 目	内 容
平成25年度	平成25年 8月20日(火)	第1回国立市子ども総合計画審議会	(1) 委嘱状交付 (2) 子ども総合計画審議会の概要について (3) 今後のスケジュールについて
	平成25年 10～12月	子ども・子育て支援 ニーズ調査の実施	(1) 就学前児童の保護者：1800件 (2) 小学校低学年児童の保護者：916件 (3) 小学校5年生：646件 (4) 中学2年生：693件
	平成25年 10月18日(金)	第2回国立市子ども総合計画審議会	(1) 国立市の子ども施策の現状 (2) 国立市の子どもに関する計画の現状と過去の経緯 (3) その他
	平成25年 11月26日(火)	第3回国立市子ども総合計画審議会	(1) 11月12日開催の国の子ども・子育て会議の進捗状況 (2) 国及び国立市における子育て支援に関する主な施策の推移 (3) その他
	平成26年 1月28日(火)	第4回国立市子ども総合計画審議会	(1) ニーズ調査の集計結果について (2) 集計結果による子ども・子育て支援事業計画策定について (3) ヒアリング調査の調査項目について
	平成26年 2月12日(水) ～2月24日(月)	子ども・子育て施設 等ヒアリング	(1) 市内12施設及び関係機関ヒアリング
	平成26年 2月25日(火)	第5回国立市子ども総合計画審議会	(1) ニーズ調査結果からみる需要量とその供給について (2) その他
平成26年度	平成26年 4月22日(火)	第6回国立市子ども総合計画審議会	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) その他
	平成26年 5月27日(火)	第7回国立市子ども総合計画審議会	(1) 国立市子ども・子育て支援事業計画骨子案について (2) その他
	平成26年 7月29日(火)	第8回国立市子ども総合計画審議会	(1) 需要量の補正について (2) 需要量に対する供給策について (3) その他
	平成26年 8月26日(火)	第9回国立市子ども総合計画審議会	(1) 地域子ども・子育て支援事業に対する計画の検討 (2) その他
	平成26年 10月28(火)	第10回国立市子ども総合計画審議会	(1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) パブリックコメントについて (3) その他
	平成26年 11月26日(水) ～12月25日(木)	パブリックコメントの実施	(1) 市ホームページ、児童青少年課窓口、市役所情報公開コーナー、北市民プラザ、南市民プラザ、公民館に「子ども・子育て支援事業計画(素案)」と意見投函箱の設置
	平成26年 12月13日(土) 12月19日(金)	市民の意見を聴く会	(1) 12月13日(土)：国立市役所3階第1・2会議室 (2) 12月19日(金)：国立市役所3階第3・4会議室
	平成27年 1月20日(火)	第11回国立市子ども総合計画審議会	(1) 市民の意見を聴く会、パブリックコメントについて (2) 国立市子ども・子育て支援事業計画について (3) その他
	平成27年 2月23日(月)	第12回国立市子ども総合計画審議会	(1) 国立市子ども・子育て支援事業計画について (2) その他

5 用語解説

< あ行 >

M字カーブ (P4)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

< か行 >

子ども・子育て関連3法 (P3 P4)

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)の3法のことです。

合計特殊出生率 (P4 P12)

15～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

< さ行 >

里親制度 (P67)

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

社会的養護 (P32 P67)

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

小1の壁 (P4 P59)

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になることです。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすることです。

次世代育成支援対策推進法（P3 P4 P5）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

自閉症（P72）

生まれつき脳の機能に何らかの障害があるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障害のことです。

< た行 >

待機児童（P3 P4 P21 P32 P33 P34 P35 P36 P46 P49 P75）

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

注意欠陥多動性しょうがい（ADHD）（P72）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力や衝動性、多動性とする行動の障害です。

特定教育・保育施設（P65 P85）

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（子ども・子育て支援法第27条）

< な行 >

認可保育所（P20 P23 P35 P37 P41 P46）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認証保育所（P20 P21 P41 P46）

東京都が定めた基準を充たし、設置を認証した保育施設です。

認定こども園（P4 P23 P24 P32 P35 P36 P37 P38 P39 P40 P46 P47 P48 P49 P53）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

ネウボラ (P48 P65)

ネウボラという言葉は、アドバイスする場所という意味です。フィンランドの育児支援サービスで妊娠期間中から出産、小学校に入学するまで保健師や助産師といったプロが定期的に通い、アドバイスをもらうサービスです。

< は行 >

パーミル (‰) (P12 P13 P19)

1,000分の幾つであるかを表す語で1,000分の1を1パーミルといいます。千分率はパーミル(‰)、百分率はパーセント(%)です。

パブリック・コメント(意見公募手続) (P6 P90)

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案(コメント)を求める手続きです。

P D C A サイクル (P79)

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

放課後児童クラブ (P4 P23 P26 P35 P36 P38 P59 P60)

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

< や行 >

要保護児童対策地域協議会 (P67)

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置づけられています。

< ら行 >

ライフステージ (P71)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

< わ行 >

ワーク・ライフ・バランス (P35 P65)

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。

国立市子ども・子育て支援事業計画

発 行 平成27年3月

国立市子ども家庭部児童青少年課

住 所 〒186-0003 東京都国立市富士見台2-47-1

TEL 042-576-2111 FAX 042-576-0264

